
平成29年 第3回(定例)新温泉町議会会議録(第3日)

平成29年3月14日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成29年3月14日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認について
(専決第1号)平成28年度新温泉町一般会計補正予算(第4号)
の専決処分について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認について
(専決第2号)平成28年度新温泉町一般会計補正予算(第5号)
の専決処分について
- 日程第4 議案第1号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
について
- 日程第6 議案第3号 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 新温泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 新温泉町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第105号 新温泉町水道事業給水条例の一部改正について(環境福祉常任
委員長報告)
- 日程第13 議案第106号 新温泉町下水道条例及び新温泉町生活排水処理施設の設置及び
管理に関する条例の一部改正について(環境福祉常任委員長報
告)
- 日程第14 議案第9号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第10号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第12号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認について

- (専決第1号)平成28年度新温泉町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認について
(専決第2号)平成28年度新温泉町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について
- 日程第4 議案第1号 新温泉町集会施設条例の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 新温泉町税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 新温泉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 新温泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第8号 新温泉町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第105号 新温泉町水道事業給水条例の一部改正について(環境福祉常任委員長報告)
- 日程第13 議案第106号 新温泉町下水道条例及び新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について(環境福祉常任委員長報告)
- 日程第14 議案第9号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第10号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第12号 財産の取得について

出席議員(15名)

1番 中井 勝君	2番 谷口 功君
3番 宮脇 諭君	5番 植田 光隆君
6番 岡坂 峰雄君	7番 谷田 一富君
8番 中村 茂君	9番 西村 敏弘君
10番 西村 銀三君	11番 中井 次郎君
12番 池田 宜広君	13番 宮本 泰男君
14番 岩本 修作君	15番 高橋 邦夫君
16番 小林 俊之君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 清 水 久 代君 書記 中 井 勇 人君

説明のため出席した者の職氏名

町長 岡 本 英 樹君 副町長 小 西 清 司君
教育長 岡 本 操君 温泉総合支所長 中 井 孝 吉君
牧場公園園長 三 崎 博 史君 総務課長 西 村 大 介君
企画課長 井 上 弘君 税務課長 吉 野 松 樹君
町民課長 谷 田 善 明君 健康福祉課長 森 本 彰 人君
商工観光課長 岩 垣 廣 一君 農業委員会課長補佐 中 井 秀 忠君
建設課長 田 中 雅 樹君 上下水道課長 松 岡 清 和君
町参事 土 江 克 彦君 浜坂病院事務長 仲 村 秀 幸君
会計管理者 中 村 光 春君 こども教育課長 西 村 徹君
生涯教育課長 清 水 吉 晴君 調整担当 小 谷 豊君
代表監査委員 福 田 正君

午前9時00分開議

○議長（小林 俊之君） 皆さん、おはようございます。

第81回新温泉町議会定例会第3日目の会議を開催するに当たり、議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開催され、所管事務について調査をしていただいておりますので、それらの報告と、提出議案であります条例改正及び指定管理者の指定についてを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

町長、挨拶。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議員の皆さん、おはようございます。

定例会第3日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の各位には、休会中に、それぞれの委員会におきまして精力的に御審査、御指導を賜り、厚くお礼を申し上げるところであります。

さて、3月は新たな旅立ちの季節であります。本町においても、10日に夢が丘、浜

坂両中学校の卒業式が行われ、121名の生徒が思い出の学びやに別れを告げ、新たな道へと一步を踏み出しました。歩む道は違いますが、それぞれのステージで多くのことを学び、人としてさらに大きく成長されることを期待するものであります。

なお、本日、太田農林水産課長、会検のため欠席いたしますが、かわりに中井課長補佐を出席させております。よろしくお願いを申し上げます。

本日の定例会は、承認案2件、条例案8件、事件案4件につきまして御審議をお願いするところであります。

議員各位におかれましては慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、第81回新温泉町議会定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（小林 俊之君） 日程第1、諸報告を行います。

まず、議長のほうより報告いたします。

去る3月2日の会議以来、それぞれの会議等に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで、省略いたします。

議長からの報告は以上で終わります。

次に、会期中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれの委員長から報告をお願いをいたします。

初めに、総務教育常任委員会が3月7日に開かれておりますので、委員長より報告をお願いをいたします。

高橋委員長。

○総務教育常任委員会委員長（高橋 邦夫君） おはようございます。

総務教育常任委員会の報告をいたします。

まず、こども教育課でございます。報告9件、協議事項1件がございました。報告の中で、浜坂認定こども園の整備検討について報告がございました。その中で、検討委員会から3カ所の移転候補地に絞り町長へ報告し、町の候補地選定審査会はすこやか広場を選定をいたしました。総務教育常任委員会としては、周辺の理解、利用者の声、夜間照明、登園方法、避難の仕方等、克服する課題があり、最終決定をする前に再度委員会を開くことといたしました。残余の報告は委員会資料を御参照ください。協議事項、補正予算（第6号）については、委員会として了承しました。

次に、生涯教育課でございます。報告8件、協議事項1件であります。報告の中で、図書館の貸出数を5冊から10冊への規則の一部改正をすることについては異論はございませんでした。残余の報告は委員会資料を御参照ください。その他、夢ホールのトイ

レ改修で、シャワートイレにするとの報告がございましたことをつけ加えます。協議事項、補正予算（第6号）については、委員会として了承いたしました。

税務課でございます。報告2件、協議事項2件です。報告の中で、固定資産税賦課取り消し等を求める訴訟について、概要の説明がございました。詳細については委員会資料を御参照ください。協議事項は、町条例等の一部改正、補正予算6号について、委員会として了承いたしました。

続いて、企画課であります。報告11件、協議1件ございました。報告の中で、第3次新温泉町情報化計画、第2次新温泉町総合計画実施計画については委員会資料を御清覧ください。アンケートモニター制度、地域おこし協力隊、起業支援補助金要綱、ゆめぐりエクスプレスのダイヤ改正、町民バスの条例規則一部改正、地域振興事業補助金について、委員会としては異論はございませんでした。詳細は委員会資料を御参照ください。協議事項について、補正予算（第6号）については了承いたしました。

次に、総務課であります。報告12件、協議事項7件ございました。報告の中には、退職、採用で定員数3名の減となり、262名になる予定だそうです。また、職員に関する規則の一部改正4件、要領の一部改正2件、規程の一部改正2件、要綱の一部改正1件がございました。委員会としては、異論なく了承いたしました。詳細については委員会資料を御清覧ください。残余の報告についても御参照くださいますようお願いいたします。

次に、協議事項、専決2件について、委員会は了承いたしました。集会施設条例、職員の勤務時間等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例の3件の一部改正は、委員会として了承いたしました。補正予算（第6号）については、病院への支援について質疑があり、採決の上、委員会として了承いたしました。少数意見の留保があったことを報告しておきます。残余は委員会資料を御清覧ください。

最後に、付託されました請願第1号について、委員会として採択することといたしました。意見書案については委員長に一任をいただくこととなりました。

なお、最後に、閉会中の継続調査等についても了承いたしました。以上です。

○議長（小林 俊之君） 総務教育常任委員長の報告は終わりました。

報告のうち協議事項について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これで質疑を終わります。委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会が3月8日に開かれていますので、委員長より報告をお願いいたします。

谷田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（谷田 一富君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会のほうの報告をさせていただきます。3月8日、4課の所管事務調査であります。

では、最初に、牧場公園課であります。報告事項7件ありました。1の来園者の状況についてから7のその他までであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思っております。

報告の中で、新温泉町但馬牛管理技術習得支援プログラム実施要綱の制定についてあります。この要綱の趣旨は、地域おこし協力隊に対し、町が但馬牛繁殖用雌牛を導入し、隊員に管理技術全般を体験及び習得させることで、任期中の隊員活動に役立てるとともに、任期終了後の町への定住及び円滑な就農につなげることを目的とする要綱であります。詳しくは委員会資料を見ていただきたいと思います。若干の質疑があります。

問い、研修牛としてリースするということだが、どのくらいの値段を予定しているのか。答え、標準価格というのは、県が定める実施要綱に基づいて、家畜商組合、農協、学識経験者の三者協議で、体重、血統、瑕疵と実勢価格で決定してる。現在、経産牛であれば100万円、育成牛で60万ぐらいというイメージで考えている。年間のリース料としては50万円、4年間で200万円とする。最初の2年間は地域おこし協力隊経費から出し、あとの2年間は隊員みずから負担していくということであります。問い、但馬牛経営をしていく上で、何頭ぐらいの飼育しないとやっていけないと考えているのか。答え、イメージとして30頭ぐらいと考えている。問い、このプログラム事業は独自で考えたのか、どこかの類似団体を参考にしたのか。答え、地域おこし協力隊として取り組むのはどこもなく、全国初めてであると思っていると。以上、牧場公園課であります。

次に、農林水産課であります。報告事項1の平成28年度水稲作付状況・平成29年産生産数量目標についてから11番の平成28年度工事・委託発注状況及び進捗率報告書についての11件でございます。詳細は委員会資料を見ていただきたいと思います。若干の質疑がありました。

報告の中で但馬牛研修センター整備事業があるが、新規参加者は何名か。また、何頭ぐらいの受け入れができるのか、キャパシティはどのくらいかと。答え、30頭がいいのか50頭がいいのか、これから協議していきたい。新規参加者は、地域おこし協力隊2名の方は利用していただけると聞いている。問い、はっきりしていないが、この時期に間に合うのかと。答え、4月から6月に設計業務に入り、7月、工事着工となり、雪が降るまでに完成する予定となっている。問い、運営管理はどこがするのか。研修センターですので、新温泉町が運営する。使用する方は使用料を払って利用していただく。問い、この施設に何名の職員を配置していくのか。答え、常時職員の配置は考えていない。使用者で管理していただく。

次に、問い、朝来市食肉センターについて、議会に説明するまでに新聞報道されたが、議会軽視ではないか。答え、3市2町の合意に時間がかかり、合意がとれたのが1月末であり、合意がとれてから議会へ報告と考えていたため、議会への報告は遅くなってしまったと。問い、負担割合であるが、利用実績で見ると負担額が大きいように思えるが、

なぜか。答え、平成15年に改修したときの負担割合が均等割3分の1、利用頭数割3分の1、飼養頭数割3分の1でしたので、その考え方を踏襲したものであると。問い、オール但馬で考えるなら、名称も、今の和田山食肉公社から「但馬」を入れてはどうか。答え、平成29年度新公社ということで組織変更があり、名称変更もする予定になっていると。もっとたくさんの質疑がありましたけども、以上とさせていただきます。

協議事項1、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、議案第13号であります。異議なく、当委員会として承認をいたしました。

次に、建設課であります。報告事項1から7までの7件でございます。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。若干の質疑がございました。

問い、過去最高の除雪費となったわけだが、1日幾らの費用がかかるのか。答え、現在、委託をお願いしてる業者全て稼働した場合、1時間180万円になると。普通で4時間ぐらい稼働して720万円ぐらいになると試算している。問い、町道歌長高山線の通行可能日はいつごろになるのか。答え、3月末をめどにと思っていると。

次に、問い、大規模建築物耐震化助成ですが、自己負担が約27%となるが、旅館の皆さんの意向はどのようなのか。答え、床面積が5,000平方メートル以上となり、現在1件の申し込みを受けております。質問はいっぱいありましたけども、以上とさせていただきます。

協議事項1、専決処分の承認についてであります。専決第1号、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてと専決第2号、平成28年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、一括で審議いたしました。異議なく、当委員会として承認をいたしました。

2、条例の一部改正についてであります。新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の一部改正について、議案第7号であります。異議なく、当委員会として承認をいたしました。

3、町道路線の廃止及び認定であります。議案第10号は道路廃止、第11号は認定についてであります。新残土処分場への進入路の廃止と認定であります。異議なく、当委員会として承認をいたしました。

4、財産の処分についてであります。議案12号、新残土処分場の財産取得であります。問い、1平米当たりの取得価格は幾らになっているか。答え、新残土処分地同一の1平方メートル1,670円となっている。異議なく、当委員会として承認いたしました。

5番、平成28年度補正予算についてであります。新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、議案13号、異議なく、当委員会として承認をいたしました。

2番目に、新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算について、第4号、議案第16号であります。異議なく、当委員会として承認いたしました。

次に、新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算について、第4号、議案17号であります。異議なく、当委員会として承認をいたしました。

その他といたしまして、1、山陰近畿自動車道の浜坂道路進捗状況についてであります。浜坂道路において、おくれはないのかと。答え、トンネル工事も橋梁工事も完了しており、おくれもなく順調に來ている。ただ、いつ開通かということはまだ未定であると。次に、平成28年国土交通省兵庫県関係事業の進捗状況についての説明がありました。以上、建設課の所管事務調査であります。

次に、商工観光課であります。報告事項は1から8までの8件であります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思ひます。若干の質疑がありました。特に道の駅の質問であります。申し込みは2者あったようであるが、選定基準はどのようになっているか。答え、選定基準は、1、平等利用の確保及びサービス向上に15点、2、施設の効用の最大限の發揮に25点、3、施設の適切な維持管理及び経費縮減に15点、4、管理を的確に行う人的構成が15点、5番目の産業振興と地域活性化への取り組みを30点で、合計100点で審査を行っております。

問い、まち歩き案内所時に実績がない、活動がない、実態がないということで選定しなかった例がある。これから立ち上げる株式会社には全く実態がない。どうして会社を確認とれるのか。答え、まち歩き案内所は実績がないということだけでなく、公募の手続をとっていなかったということも一つの原因だということに聞いていると。また、2者の事業計画書を厳正に審査して決定しており、事業実施力が担保されるということが審査の中で判断されたものと思ひている。問い、何をもちいて実施力があると判断したのか。文章に書くぐらい何とでも書くことができる。判断基準の基本の基本は人・物・金であると。その中で人・物はいいけど、一番大事な資本力は提示されていない。これで決定するのは乱暴なやり方ではないか。答え、団体に実績がなくとも、構成員の中で販売業に準ずる経験した方がおられるということで判断している。資本金は、スタートを切れるだろうということを確認している。

問い、総事業費は6億3,000万もかかっている大事業である。地域への経済相乗効果はどのように考えているか。6億を超える大事業に資本金の明記がないことはおかしいではないか。答え、経済効果は3年で1億7,000万の売り上げを上げる計画になっている。この売り上げの中で、町内生産比率は大変高くなっていると聞いている。資本金は6億に対してでなく、当初の運転資金を賄える520万円と聞いている。問い、備品4,290万というのは、テナントの冷蔵庫等を含めた備品も含めているのか。答え、飲食等の備品も全て含んでいると。

次に、問い、発起人会が新しくできる株式会社が同一承継者とみなすには、どこで判断したらいいのか。答え、株式会社は登記が必要ですので、設立後の役員と事業計画書のとおりに移した株式会社であれば、承継されたものと理解している。問い、株式会社設立後、改めて議会承認は要するのか。答え、事業計画書に問題がないか確認して、問題がなければ承継されたものであると理解している。問い、株式会社の設立はいつ予定をしているか。答え、7月ごろと聞いている。問い、この計画書は短期間にもかかわら

ず、これだけ立派な事業計画ができています。しかも、マーケティングまでできています。でき過ぎかなと思ってしまうほどの、余りにもよくできています。発起人会の皆さんはすばらしいと感心せざるを得ないと。まさに、町の皆さんが作成にかかわったということはないですねという問いです。それぞれの団体がすばらしい事業計画書を作成したものであると解釈している。まだたくさん質問がありましたけども、質問等は以上であります。

協議事項1件、1、公の施設にかかわる指定管理者の指定について、異議なく当委員会として承認をいたしました。その他として、自動車物損事故についての報告がありました。

以上、当委員会の事務所管調査の報告です。

最後に、閉会中の調査事項としまして5項目、引き続き調査の申し出を議長に提出することを決定し、産業建設常任委員会を閉会としております。

以上、報告であります。

○議長（小林 俊之君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

報告のうち協議事項について質疑を行います。質疑はございませんか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 道の駅の件でお尋ねをいたします。指定管理者の件であります。

計画書の内容は大変いいものだという委員長の報告でございますけども、それで、実際に経験をよく積まれてる方たちだと、発起人会というのは、そういう評価もありました。この委員会資料の41ページに事業計画書なるものがございまして、付表の1、その中で、役員数は9名、9となっておりますけども、その9人のお名前は発表されたんでしょうか。委員会として請求されたんでしょうか。

○議長（小林 俊之君） ちょっと暫時休憩いたします。

午前9時28分休憩

午前9時29分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

谷田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（谷田 一富君） 協議事項の中での審査はさせていただきましたけども、詳しくは本会議のほうで質問していただいたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） いろんな疑問だとかそういうことが出て、しかも、人の問題が出まして、その人たちの評価で採決、いわゆる採択をしたというような解釈が成り立つんです、今の委員長の報告であれば。だから、何か秘密にせなあかんだとかそん

な話が、それについては何のあれですか、審査もされなかったんですか、秘密にしなきゃならん理由があるんですかっていうことについて。

○産業建設常任委員会委員長（谷田 一富君） 公表していくのに非常に、我々委員会としては名簿は見させていただいております。ただ、全体的に公表していくという部分においては、まだ、いろんな方に迷惑かかってはいけないということの中で公表は差し控えたいということですので。審査内容としては、そのメンバーの皆さんも諸団体の皆さんがほとんどになってますので、問題はないだろうということの中で、委員会としては了承したということだと思います。

○議員（11番 中井 次郎君） わかりました。本会議で請求します。

○産業建設常任委員会委員長（谷田 一富君） はい。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、これで質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、環境福祉常任委員会が3月9日に開かれていますので、委員長より報告をお願いいたします。

岡坂委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） それでは、環境福祉常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

報告13件ありました。そのうち福祉タクシーの利用及び外出支援サービスの利用について、前年度に比して減少している要因は何かという質問がありました。調査していないので把握できないとの答弁でございました。

次に、臨時福祉給付金支給状況について、不支給の理由とはどういうことかということで、課税世帯であったということが判明したので、不支給となったという答弁がございました。ほかにも若干の質問がありましたが、詳細は委員会資料を御清覧をいただきたいと思います。

済みません、さっき健康福祉課というのを申し上げておりません。済みません。

次に、協議事項、議案第5号、新温泉町介護保険条例の一部改正については、2対1で委員会として了承をいたしました。

次に、議案第6号でございます。新温泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、町内の対象となる施設は何施設かあるのかという質問でありました。これは2事業所で、新規が1事業所ができた。1事業所は今後休止になるとのことで、2事業所であるとの答弁がありました。委員会として了承をいたしました。

次に、議案第13号、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、委員会として了承をいたしました。

次に、議案第14号、平成28年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、医師報酬の減額の理由はなぜかとの質問に対して、鳥取大学からの派遣医師の報酬の減額との答弁でありました。委員会として了承をいたしました。

次に、議案第15号、平成28年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、委員会として了承をいたしました。

次に、町民課でございます。報告10件ございました。そのうち、マイナンバーカードの交付状況についての説明中、確定申告にかかわる問い合わせが多いとのことだが、マイナンバーは確定申告には書かなくていいと答えていないかとの質問に、そのような答えはしていないという答弁でございました。

次に、水銀処理についての質問がありました。原因が確定しないのではないかと。水銀が原因か不明なのに、限定するのはおかしいとの質問があり、北但では水銀が入っていたのではと考えているとの答弁がありました。また、3月4日に実施されました岸田川クリーン作戦について、処理困難物が300キロあったとのことですが、種類と今どうしているのかとの質問があり、種類については廃タイヤ、漁網等であり、産廃業者に出す前に、旧の糸城最終処分場倉庫にとりあえず保管をしているとのことで、今後実施されるクリーン作戦でのごみと一緒に処理をするとの答弁でございました。

次に、ごみの分別処理方法の見直しについての説明があり、10月1日をめどに見直ししたいとのことであったが、1年たってからではなく、なるべく早く実施してほしいとの意見がありました。その他質問がありましたが、詳細については委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次に、議案第13号、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、委員会として了承をいたしました。

次に、上下水道課でございます。報告7件ございました。そのうち水道料金の軽減対策について、低所得層、高齢者利用料金、社会保障そのものであるもので、独立採算の企業会計から転嫁してはならない、一般会計からの繰り入れが当然だと思う。再検討を願いたい。答弁として、福祉施策として軽減であるなら、一旦支払っていただいてから助成するということになる。そういう方向には思っていない。軽減措置は内部協議した結果であるとの回答でありました。その他詳細については委員会資料を御清覧賜りたいと思います。

次に、協議事項でございます。初めに、議案第105号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正について及び議案第106号、新温泉町下水道条例及び新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、次の委員会報告のときに報告をいたします。

次に、議案第8号、新温泉町水道事業の設置に関する条例の一部改正については、委員会として了承をいたしました。

次に、議案第13号、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、

委員会として了承をいたしました。

次に、公立浜坂病院でございます。報告7件ございました。そのうち資金不足の状況について、資金不足比率が高ければどうなるのかとの質問について、病院が潰れるということはないが、全国で一番下でのトップレベルの病院になると思う。そうして、公表されれば、いろんな影響が出てくるだろうという答弁がございました。

職員全員で知恵を出してほしいとの意見があり、住民の意見として、温泉地域の方のために病院への直接のバスを出したらどうだという意見がございました。検討する余地はあると思っていますとの答弁がございました。

それから、病院新改革プランの説明を受け、具体的な行動計画を作成して、持たなければいけないこと、やるべきことはやりましょう。また、住民1万5,000人の知恵を出して、苦労しています、努力しています、支えてくださいというふうに呼びかけて、浜坂病院を利用させていただくようにしてほしいと。皆さん大変な理解をしていますので、さらに出して頑張してほしいと思いますとの意見があり、答弁として、頑張りますとのことでありました。

その他詳細については委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項でございます。議案第19号、平成28年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算については、委員会として了承をいたしました。

それから、町水道、下水道、生活排水処理施設使用料の値上げをしないことを求める陳情書2件及び上水道料金改定に対する要望書については、委員会として趣旨を採択いたしました。

最後に、閉会中の継続事務調査については了承し、議長へ提出することといたしました。

以上、環境福祉常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

報告のうち協議事項について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） これで質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議会広報調査特別委員会が3月2日に開かれていますので、委員長より報告をお願いいたします。

中村委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、議会広報調査特別委員会からの報告を行います。

今回は、3月定例会の議会だよりについての打ち合わせを行ったところであります。おおむね3月24日ぐらいにまた原稿依頼を行いますので、4月10日を締め切りとしておりますので、提出のほうをよろしく願います。今回は、22ページ立てというこ

とで考えております。

改めてお願いでございますが、一般質問の記事については、長いものがあったり短いものがあったりしております。できましたらというか、800から900字ぐらいでまとめてください。見出しについてもつけてください。紙面のバランス上、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

一応発行は4月の27、連休前の発行を予定しております。以上です。

○議長（小林 俊之君） 議会広報調査特別委員会委員長の報告は終わりました。御苦勞さまでした。

これで委員会報告を終わります。

次に、町長より報告がありましたらお願いいたします。

○町長（岡本 英樹君） ありません。

○議長（小林 俊之君） 以上をもちまして諸報告を終わります。

日程第2 承認第1号 及び 日程第3 承認第2号

○議長（小林 俊之君） 日程第2、承認第1号、専決処分の承認について、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、日程第3、承認第2号、専決処分の承認について、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件につきましては、平成28年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、議会の御承認を賜りたく御報告を申し上げるものでございます。

内容につきましては、休憩中に総務課長が御説明を申し上げたとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 内容説明につきましては、休憩中に総務課長より受けておりますので、これより質疑に入ります。質疑は一括でお願いをいたします。質疑はありませんか。質疑はありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前9時44分休憩

午前9時45分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

質疑はございませんか。

1番、中井勝君。

○議員（1番 中井 勝君） 1番です。ことしの冬は大変厳しい冬で、本当に突然の

豪雪で生活道路が大変困難をしたというような状況でありました。今までからずっと消雪装置がついている道については除雪はしないという、何か建設課長の一点張りのやり方で来たんですけども、ことしは特に、僕も直接やっぱりせんとあかんでってということと言ったんですけど、臨機応変な対応をしていただいて、大変、町民の方からとてもよかったというような声を聞いています。ぜひ、臨機応変な対応っていうのは大切だというふうに思うんで、消雪装置がついてるところはもう上げんというような一点張りな回答ではなく、柔軟な対応をぜひ今後とも進めていっていただきたいというふうに思います。町民の方からは大変ありがたかったという言葉聞いております。ぜひ、引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 当初、消雪工のあるところにつきましては、指定の業者ということを決めておりません。その中で余裕のある業者に、例えば消雪でどうしても水が出なくて、排雪や除雪をしなければならぬということになった場合について、初めて業者に頼むという形をとっておりますので、当初からその部分について除雪を入れてくださいというのは自動的にはしておりませんので、今後につきましても必要に応じてはさせていただきますけども、あくまでも業者の指定という形の中での除雪対応ではないということだけ御説明をさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 出るほうだったらいいですね。2点。まず1点は、今も出ました消雪装置の効果。今回この専決2件とも、いわゆる重機による除雪が主なものになってるわけですが、突発的なことしのような状況は抜きにして、これから消雪を進めていくのか、それとも今の程度にとどめておくのかというその基本的なところをまずお尋ねをしたい。やっぱり考えたときに、ことしは少し効果が、先ほどの、薄かったようですけども、やっぱり恒常的にきちっと消雪をするというのは、こういう予算を組まなくても済むという効果もあるかもしれないという意味で、どういう、これからいくのかということをまず聞きたいと。私はどんどん消雪装置を延伸していくべきだというふうに思っています。

もう1点は、河川敷等への雪の放棄ですね、捨てる。これについての法規制等について、どの辺まできちっと把握されてるのかなというふうに思いますので、自由に捨てられるのか、いやいや、これにはいろんな規則があるんですよというのかということを少し紹介してください。以上です。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず、消雪ですけども、確かに水資源、地下水等、それから河川水等もとれるところがあればいいわけですけども、それがなかなかできていないと、ないというのが状況でございます。例えば浜坂地域にしますと、確かに1カ所のポ

ンプだけを動かす分については水は出るわけですが、地域全体をポンプを動かしますと水源がどんと減っていくということで、以前もありました、大分少なくなってきておりますけども、家庭用の井戸自体がもうかれてくると、その時点で。家庭のポンプが焼けつくというような事例も以前はございました。今はあんまり井戸水を使われていないようでございますけども、そういう状況でございます。

以前から消雪につきましては、水源が確保しない限りは新たにはつくりませんということで今まで来たというふうに思っております。河川水がとれるところについては可能な部分はございますけども、水量が、通常の井戸水の3倍から4倍、水が要ということがございますし、消雪をしたとしても、大体30年後ぐらいには全てやり直さなアカンというようなことがございます。今でしたら相当の金額が要するという形になれば、除雪で対応できるものは除雪で対応しなければいけないのかなという思いはしておりますし、以前から、あくまでも幹線の、1、2級の幹線または雪寒路線を、改良済みの道路を消雪をするということで今まで来ておりますので、小さい道路まで、狭い道路まで消雪をするということも計画は持っていないところでございます。

ですから、最後に結論といいますが、今の状態の中で、新たな消雪はする計画はないということでございます。

それから、排雪でございます。今回、町も、町道の排雪も行っております。排雪につきましては、管理者、河川であれば土木事務所に、一応こういう形の中で排雪させてもらってよろしいかということで了解を得た上で排雪をさせていただいております。個人の方がということでの質問かどうかわかりませんが、あくまでも許可なしで、口頭でございますけど、なしで排雪しとるという状態ではないということでございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 消雪装置ですけど、水源がなかなか確保するのが難しいということはそれはそれなりに理解はしますが、やっぱり恒常的にきちっとそういう装置をつけておくということは、こういう突発的な支出を抑えるという意味でも効果があると。それと、それにかかわる工事案件等についても、一定の作業の確保ということです。それも30年たてばということでは、年度ごとにきちっとまいこと更改をしていけば、それなりに仕事量も確保できるわけですから、やっぱりもっともっとこれは推進すべきだなと。特に新潟あたりの豪雪地帯はもう本当に小さな集落の道路まできちっとしてあると。少なくともそこまでは車が入れるというような状況があるようですからね、もっともっと研究していただきたいというふうに思います。

もう1点の、除雪した後、あるいは排除した後の雪については、あれは産廃扱いじゃないんですか。ただ管理者の同意を得ればいいんだよと、その程度のものではないというように認識していますが、もう一度お願いします。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず、消雪工でございます。消雪工を計画する上では、1

日の、これは平均ですけども、降雪量というのを計算をします。今回のように1時間で10センチ以上積もるような計画ではないです。ですから、逆にそこで消雪をして、一般的の通年の降雪でありましたら溶けますけども、今回のような降雪しますと、解けるだけの水が確保できていなくて、逆に道路にたまってしまうということがございます。それと、消雪をしますと、一番真ん中の高いところに消雪の巻き立てコンクリートが来るわけですけども、そうした場合は今度は除雪がなかなかやりにくい。通常の除雪をしますと巻き立てのコンクリートがみんな壊れてしまうというようなことで、通常の除雪に対して相当の神経も使わないけませんし、完了まで時間がかかるというジレンマがございます。以上のことから、じゃあ、今回のような雪に対して消雪がきくかといったら、なかなか難しい部分があるかというふうに思っております。

それと、雪について産廃だとは、私はそういう思いはしておりません、違っておるかどうかわかりませんが、よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっと関連でお尋ねいたします。

消雪がきいてるところときいてないところある、それから、現実には、まだ実際に今回の雪を含めて出なかった、そういう消雪もあるわけです。それから、湯村など中を見ると、県道時代に消雪工事をやったというような、それが更新もされずに今ずっとそのまま使っているけども、現実にはなかなかうまく機能してないと。これらの点検なり更新なりというのはどんな考え方を持っておられるのでしょうか。いわゆる降雪時に、いつの時点で実際に出してみても、これは使えるなど、そういうことをきちっと点検してるのか、それから更新などについては、県道時代ですから、相当何十年という年月がたつるわけで、こういうことについてはどんなお考えをしてあるのでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず、県道のときから、多分湯村の町の中だというふうに思っております。湯村の町の中につきましては、井戸水ではなしにほとんど河川水だということで、シーズン当初のときには、当然取水口も川からのをとっておりますので、そのときには出たという状況ではございますけども、その後、冬期間を通じて何回か運転をしているうちに、ごみ等がどんどん入ってくる、落ち葉等が入ってくるということで、その都度取ってはおりますけども、それが100%取れる状況ではない。ましてや今回のようにずっと降雪が続いて、掃除に行くにも行けないというような状態の中で、湯村の一部ポンプの取水口がごみで詰まって、なかなか水がとれなかったということがございます。あと、その中でもさらにまた一部が、ポンプから今度、配管の中にも落ち葉が、ごみでございまして、詰まって、一つ一つのノズルの入り口に例えば1個でも詰まってしまうと、なかなかそれがまた掃除するにも掃除できないというようなことがあります。今回このような状態になってしまいました。

掃除につきましては、その都度できるようにしようというふうには思っております

し、一部、河川から取水した用水路を、さらにその用水路を使って消雪のポンプを動かしている箇所につきましては、今後について計画を今立てておるところでございますけれども、河川の河床敷から直接ポンプができないかということも検討する指示をさせていただいておりますし、今後、維持管理につきましても、交付金の中で消雪工の更新ということも計画的に考えていきたいというふうな思いをしているところでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） 雪というのは昔からなれ親しんだものだという気はするんですけど、こんな一気に降る雪はめったになかったなんていう気がします。そういう中で、温泉地域の消雪というのは結構古い歴史がありまして、昔の、特に水が出るところってというのは昔の鉄であります。ですから、さびる。年次的に更新をしていただいている部分もあるんですけど、どうもいつときから、補助事業を使ってやりますから全部一緒にしますからっておっしゃっておられましてね。それが、ここ二、三年なされてない。以前は1年に4つか5つか、よくさびて出んやつを交換してくれよったんですけど、ノズルのとこをね。今、何かそれがとまっとるような気がするんです。補助事業を使って、ずっと待ってる側としては、いつできるのかなと、ここ2年、3年そう言われてきたもんでね。ですから、5年も10年も待つような、そういうことの内容じゃないですから、もう生活と密着した部分ですし、旧温泉はやっぱり雪がよく降る。そういう中では、やっぱりちゃんと出るノズルに切りかえをしてほしいなど、ここでちょっと改めてその辺を申し上げておきたいと思います。

もう1点、除雪で、機械が物に当たって物が壊れるとか、ああいうふうな小さい事故、事故と呼べるかどうかかわらんですけど、そういうのの対処というのはどういう形になってるんでしょうか。保険とか、それは委託業者が入るものなのか町が入るものなのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず、消雪工のノズルでございます。ノズルにつきましては近年、毎年少しずつではあるけども、しているという状態であろうかというふうに思っております。今回につきましては、ノズルもある程度計画をしておりましたけども、実は消雪のポンプ自体が1カ所壊れて動かなくなったということで、その交換が必要だということで、今年度につきましてはそちらのほうにその維持費を回させてもらったという状況がございます。今後につきましても、ノズルの交換っていうのは当然必要でございますので、それは抜本的な改革という形ではないですけども、少しずつではさせてもらうということで考えておるところでございますが、今年度につきましてはそういう理由がございまして、そちらのポンプの交換のほうに資金、予算をせざるを得なかったということでございます。

それから、除雪に伴います、いろんな構造物に傷つけたというものにつきましては、

各業者が保険を掛けておりますので、その中で、業者の中で対応できるということでございます。ただ、それが除雪でなったものかどうかということが必要でございまして、除雪でなって、例えばひっかけたというものでございますと、業者の保険の中で対応をさせていただいているというのが状況でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） では、これで質疑を終わります。

議事の都合により、討論、採決は議案ごとに行います。

これから、承認第1号、専決処分の承認について、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 討論なしと認めます。

では、次に、承認第1号、専決処分の承認について、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号、専決処分の承認について、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 討論なしと認めます。

承認第2号、専決処分の承認について、平成28年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第1号

○議長（小林 俊之君） 日程第4、議案第1号、新温泉町集会施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、海上公民館を海上区へ譲渡するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 集会施設条例の一部改正でございます。海上公民館を海上区へ譲渡するために所要の改正を行うものでございます。平成29年3月31日をもって、起債償還が完済をいたします。これに伴いまして、海上区へ無償で譲渡するものでございます。

審議資料の14ページをお開きいただきたいと思います。集会施設条例の新旧対照表でございます。第2条の名称、位置ということで、内山の公民館の下に海上公民館がございますけれども、これを削除するものでございます。

議案の本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。

質疑を終結し、討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（小林 俊之君） 日程第5、議案第2号、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 議案の第2号で、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例の一部改正でございます。提案理由にありますように、少し長い法律ですけど、地方公務員の育児休業等、それから介護休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されましたので、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料のまず37ページ、8ページをお開きいただきたいと思えます。審議資料の37、38でございます。議案の、これは2号、3号にともにかかわるもので、同じ法律改正に伴う所要の改正でございます。両方を含めての所要の改正の概要を説明をさせていただきたいと思えます。

1つ目が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございますし、関連して、育児休業等に関する条例の一部改正についての概要もそこに記載をさせていただいております。根拠となります法律は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたために改正を行うものでございます。

四角で囲ってありますのが、主な改正内容3点でございます。

1つは、介護休暇の分割が可能となりました。3回まで可能となりました。

それから、2つ目が時間の新設です。介護時間が新設されました。最長連続3年で、1日2時間までということでございます。

3点目が育児休業等に関する子の範囲の拡大で、特別養子縁組の監護期間中の子等も追加をされました。ここで育児休業等となっておりますのが、早出、遅出、深夜勤務、時間外もここに含んでおります。

改正概要です。1の(1)で介護休暇の分割でございますけども、申し出に基づきまして、指定の期間を指定されます。2つ目の点の後段のほうですけど、1つの要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6カ月以下の範囲内で指定をすることができます。要するに分割が可能となりました。そして、3つ目の経過措置としましては、既に介護休暇を取得している職員については、6カ月をまだ経過してない場合には、残余の期間を分割して取得することができるという経過措置でございます。

(2)番で介護時間の新設です。日常的な介護ニーズに対応するためにということで、その下の行です、連続する3年以下、1日につき2時間以下で取得することが可能となりました。2つ目の点ですけども、これは、介護時間は無給でございます。

(3)番が育児休業等に係る子の範囲の拡大で、1行目の右端のほうです。1つ目が、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子ということで、従来から特別養子縁組の場合は当然対象となっておりましたけれども、そこに至るまでの成立に係る監護を行う期間も子として対象となりました。2つ目が養子縁組里親ということで、新たに加わっております。3つ目は、その他これに準ずる者として規則で定める子ということで、これも新たに加わっております。

大きな2番で施行期日は、29年4月1日。

3番でその他で、これにあわせて、(1)番で介護休暇等の対象家族について、祖父母、

孫、兄弟姉妹の同居要件が撤廃をされました。また、介護を行う職員についても、超過勤務の免除が規定をされております。

38ページは、2つの制度の概要です。簡単に説明をさせていただきます。

先ほど育児休業等に係る子の範囲の拡大の中で、まず、特別養子縁組につきましては養子縁組制度の中の特殊なものでございまして、点の2つ目です、実の親との法律上の関係が終了するという点、それから5つ目の点です、戸籍の続柄は長男、長女ということで、要するに実子同様の形になります。先ほど触れましたように、もともと特別養子縁組は対象ですけれども、これに、成立に至るまでの監護を現に行う子についても対象となったということです。

それから、右側の養子縁組里親は里親制度の中の一つでして、1つ目の点で、養子縁組を前提としたものが養子縁組里親ということで、このたび、この子も対象となっております。

それでは、審議資料の15ページに戻っていただきまして、新旧対照表でございます。15ページ、新旧対照表で、育児又は介護を行う職員の、ここでは早出遅出の勤務について記載をいたしております。8条の2ということで、現行のを見ていただきましたら「その子」ということで、従来、実子、また養子を指しておりましたけれども、先ほど説明をしましたように、改正案では、「その子」として、アンダーラインがずっと引いてありますけれども、大きくは、アンダーラインの2行目の後段のほう、「特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者」と。それから、あと3行ほどおいていただきまして、「養子縁組里親である職員に委託されている児童」、それとその後段で、「その他これに準ずる者として規則で定める者」ということで、新たに加えられております。

それから、2項につきましては、言葉の読みかえで、現行のほうでは「日常生活を営むのに支障がある者」というものを「要介護者」と読みかえております。その後のほうの「その子」についての規定につきましては、先ほど説明したものと同様で、3点加わっております。

それから、16ページです。今度は深夜勤務及び時間外勤務の制限でございます。これは現行のほうを見ていただきましたら、8条の3の2項、3項、4項とありまして、4項の一番最初に「第1項及び前項」ということで、要するに1項と3項を対象にしております。1項は深夜勤務で、3項というのがその上限をうたっております、2項が時間外を規定してはるんですけども、2項は抜けておりました。これが時間外も制限の対象となりましたので、改正案のほうを見ていただきましたら、「前3項」ということで、1項から3項まで全て勤務の制限の対象となりましたということでございます。それから、「要介護者」については読みかえでございますし、後段のほうでアンダーラインがありまして、「第2項中」ということが出てきますけど、要するに時間外についての制限が新たに加わったということでございます。

一番下の11条、休暇の種類には「介護時間」が新たに加えられました。

次のページ、17ページです。第15条で、「職員が配偶者（）」とありますが、これを、「職員が要介護者（配偶者）」ということで読みかえております。

それから、15条の第1項の後段のほうのアンダーラインは、分割が可能になったということが記載をされております。「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で」ということをごさいます。

2項では「指定期間」と、6カ月の期間を読みかえております。

それから、新たに15条の2、介護時間が加えられております。第1項では「連続する3年の期間」ということをうたっておりますし、第2項では「1日につき2時間を超えない範囲」とうたっております。

それから、18ページの第3項では、一番後段のほうですけど、「給与額を減額する」ということで、無給ということがうたわれております。

16条は号ずれ、15条の2が新たにできましたので、条ずれでございます。

それから17条には、新たに「介護時間」が加わっております。

以下、規則の新旧対照表、また改正文を添付いたしておりますけど、説明は省略をさせていただきます。

議案の本文に戻っていただきまして、附則でございます。施行期日は、29年4月1日から施行すると。経過措置につきましては、先ほど触れましたように、既に改正前に取得をしている職員については、3行目です、初日から起算して6カ月を超えていない者については、一番後段ですけども、期間を指定するものとするということで、分割が残りの期間については可能ですよという経過措置でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 今、この対象となるような職員がいらっしゃるのでしょうか。どういう状況になってるかっていうことを説明いただきたいと思います。

それから、分割であるとか、それから時間であるとかというふうに休暇がとれるということになりますと、その管理が大変複雑になると思うんですが、どんなふうな実務をされようとしているのか、そのあたりも説明してください。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 職員のそういう生活の状況について全て把握はしていませんけども、現在取得をされている職員はおりません、介護休暇を。

それから、介護時間の分割等々、詳細な部分が出てくるわけですけども、実務についてはもちろん当然今の職員が当たるわけですけども、取得については十分周知をして、取得が可能なような形での周知は図って行って、積極的に、必要な職員は取得ができるような環境づくりはしていきたいというふうに思っております。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから本案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 6、議案第 3 号、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 先ほどの条例改正と同様の法律の改正に伴う改正でございます。

説明の都合上、39ページをお開きいただきたいと思います。概要につきましては、37、38の中で触れております。39ページで、まず、育児休業をすることができない職員をここではうたっております。そのできない職員の中で、2条の3号ですけども、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員ということで、以外の職員はできませんということですから、その下に記載されてる職員はできるという職員がそこに記載をされております。

左側の現行のところでは、（イ）で、その養育する子が1歳に達する日、そして、そこまで在職が見込まれる。で、括弧の中に、また、1歳到達日から1年を経過する日までの間に任期が満了する等の場合は除きますよということですから、実質2歳に達するまでが一定の要件になっておりましたけども、改正案のほうでは、（イ）の見ていただきましたら、その養育する子が1歳6カ月に達する日、その下、までに、その任期が満了すること等が明らかでない職員ということで、在職が1歳6カ月まで見込まれる職員

は取得ができるということで、要するに規制が短くなりましたので、取得要件が緩和されたということでございます。

次のイです。イは、2条の3の3号ということで、次条というのが、次に2条の2が新たに加わりましたので、条ずれで2条の3ということで、新たに、「次条」ではなく「2条の3」ということであっております。

次の39ページの2条の2が新たに加わっております。ここが、準ずる者として対象となる者がそこに記載をされております。アンダーラインの2行目、39ページ、養育里親である職員で、括弧して同法27条第4項に規定する者の意に反するため、その下です、40ページの2行目の後段、当該児童を委託することができない職員に限るということで、一言で言えば、親権者等に反対をされていて、まだ養子縁組里親として決定してない職員については、育児休業が準ずる者として対象とするということでございます。

それから、40ページは条ずれで、「2条の2」が「2条の3」。それから、1歳6カ月という記載につきましては、文言の修正、記載の書き方の修正でございます。

それから、次の41ページでございます。41ページは、条例で定める特別の事情ということで、基本的には育児休業、同じ子に対して2回とすることは基本的にはできません。特別の事情がある場合ができるということで、この3条では、その特別の事情が範囲が拡大されました。したがって、現行で、(I)、1号でまとまっておりました文章を2つに、1号、2号に分割をしております。

まず、1号では、育児休業をしている職員が、産前の休業または出産したことに伴って、別の子を育児休業する特殊事情ということでございまして、その事情とはアとイということでございます。死亡した場合、それから職員と別居した場合には、もとの子供を、最初の子をまた育児休業することができますよという特別の事情です。

それから2号では、それ以外のいろんな要件が満たされて、次の別の子を育児休業する場合のことが2号では書いてありまして、この場合も、それがまたもとに、最初の子を育児休業するためには、1号で言いましたアとイに、もう一つ大きくイということで、民法上の家事審判事件が終了した場合、それから措置が解除された場合ということ、法律上の子でなくなった場合も育児休業の対象となる特殊事情に入りますよということでございます。

それから、42ページは、4号、5号、号ずれでございます。7号についてもそうです。

それから、10条の育児短時間勤務については、先ほど触れました特別の事情に伴って、同じく1号であっておりますものが、1号、2号に分かれております。

それから、43ページです。43ページの第18条は部分休業、育児に伴う部分休業の承認についてございまして、ここでは介護時間との時間調整のことが記載をされております。重複にならないように時間調整をするという意味でございます。

以下、規則、新旧対照表等添付いたしておりますけど、説明は省略をさせていただきます。

条例の本文に戻っていただきまして、附則として、平成29年4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 新温泉町職員というのはどういう方をいうんですか、ちょっと法律的に教えてください。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 第2条にもありますように、常勤はもちろんですし、非常勤の職員も含めての条例でございます。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 議員であるとか、いろいろあると思うんですけど、非常勤、ちょっと具体的に教えてください、もうちょっと。何か大まかな、言葉が大き過ぎて、非常勤とか、ちょっとようわからんです。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

それでは、西村総務課長、答弁。

西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 公務員の場合は、地方公務員法で一般職と特別職に規定をされております。ここで言いますのは一般職が対象となりまして、特別職は対象となりません。したがって、本町でいきますと、町長、副町長、それから議員の皆さん、それからそのほかの嘱託の職員、各種委員さん等は対象になりません。一般職の中でも常勤の職員、また非常勤の職員でも、本町の場合は全て22条の条件つき採用及び臨時的任用の条項で採用させていただいておりますので、ここで言う非常勤の職員にも該当しないということとなりますので、この条例上でいきますと、一応、一般職の常勤の職員が対象ということとなります。任期つきとか、いろんな形態がございますので、その

部分も対象となりますけども、一般的には一般職の常勤職員というふうに御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから本案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 4 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 7、議案第 4 号、新温泉町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が施行されるに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 吉野税務課長。

○税務課長（吉野 松樹君） 議案第 4 号、新温泉町税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の 78 ページをごらんいただきたいと思います。改正の趣旨であります。少し長い名前ですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

地方税法等の改正概要でございますが、下のほうに記載しておりますとおり、1 つ目に地方消費税率引き上げの施行日の変更、それから自動車取得税の廃止時期並びに自動

車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期、それから法人住民税法人税割の税率改正の実施時期を延期、それから個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限の延長というのが概要でございます。

これらの改正を受けまして、町条例の改正の概要でございます。

まず、第1条関係におきまして、個人住民税、住宅ローン減税措置の適用期限の延長に伴う所要の改正ということで、表に記してございます。改正内容につきましては、住宅借入金等特別税額控除適用期限を変更するものでございます。現行、平成22年度から平成41年度とありますのを、改正案では平成22年度から平成43年度ということで2年の延期を行っております。居住年につきましても、平成21年から平成31年とありますのを、改正案では平成21年から平成33年までと延期をするものでございます。

それから、第2条関係でございます。軽自動車税に関連するものでございますが、まず、グリーン化特例の延長に伴う所要の改正でございます。改正内容につきましては、グリーン化特例の適用期間の延長でございます。現行、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとありますのを、改正案のほうで、平成28年4月1日から平成29年3月31日までと1年延長するものでございます。

次に、環境性能割の導入時期の延期に伴う所要の改正でございますが、改正内容につきましては、環境性能割の施行期日（適用年度）でございます。現行、平成29年4月1日とありますのを、改正案のほうでは平成31年10月1日、平成29年度とありますのを、改正案では平成32年度に延期するものでございます。

次に、法人住民税の関係でございますが、法人税割の税率引き下げの実施時期が延期になったことに伴う所要の改定ということで、改正内容につきましては、法人税割の税率改正の施行日の変更でございます。現行、平成29年4月1日とありますのを、改正案では平成31年10月1日と延期するものでございます。

説明の都合上、53ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。まず、第1条関係でございますが、個人住民税、住宅ローン減税措置の適用期限の2年延長に対応するため、附則第7条の3の2について、現行、適用期間が平成22年度から平成41年度とあるのを平成22年度から平成43年度に改正し、居住年についても、平成31年までとあるのを平成33年までと改正をいたします。また、下から2行目の「規定すること」とありますのを「規定するところ」に改正するものでございます。

次に、54ページでございます。第2条関係といたしまして、改正内容といたしましては、軽自動車減税のグリーン化特例の延長、環境性能割の導入時期の延長、法人税割の税率引き下げの実施時期の延期に対応するため、昨年6月議会により承認をいただきました町税条例の一部を改正する条例を改正をすることによりまして、所要の改正を行うものでございます。まず、第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める部分を削除をいたします。次に、第19条中、アンダーライン部分であります、環境性能

割の申告納付に関連する部分について削除をいたします。

次に、55ページをごらんいただきたいと思います。上段、第34条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める部分を削除いたします。以降、第43条関係から、58ページ中段までの第59条までにつきましてはそのままといたしまして、改正いたしません。58ページの中段でございますが、第80条第1項及び第2項を次のように改める部分以降、63ページの中段、第91条に関連する部分にかけて、軽自動車税の納税義務者、それから非課税の範囲、それから環境性能割等々に関連する部分について削除をいたします。

次に、63ページの下の方の段になりますが、附則第6条についてはそのままといたしまして、改正をいたしません。

それから、64ページでございますが、下段、4行目部分でございます。第15条の2、環境性能割の賦課徴収の特例以降、65ページの第15条の6、環境性能割の税率の特例までについて削除をいたします。

それから、66ページ、附則第16条について、改正案のアンダーラインのとおり改正をいたしたいと思います。改正する主な内容につきましては、グリーン化特例を平成27年4月1日から平成28年3月31日とあるのを、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1年延長すること、それから、適用年度を平成28年度とあるのを平成29年度と改定するものが主な内容でございます。あわせて、66ページ中段以降の同項の表について削除をいたします。

次に、68ページをごらんいただきたいと思います。今まで説明をさせていただき、削除するとしました軽自動車税のグリーン化特例、環境性能割、法人税割の税率改正等に関連する部分について、改めて第1条の2といたしまして規定をし直します。内容といたしまして、ページの68から75ページにかけて、軽自動車税のグリーン化特例を1年延長すること、環境性能割の導入の適用年度を2年延長すること、法人税割の税率引き下げの施行日を2年延期することについて改正を行うものでございます。内容につきましては、6月の条例改正の中で御審議いただいた内容と変更がありませんので、この分については省略をさせていただきたいと思います。

また、76ページの附則第1条について第4号を加えて、軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更等に伴い、所要の改定を行っております。

それから、次のページの附則の第2条の2を新たに加えて、法人税割の税率引き下げの時期が変更になったことに伴う規定を整備をさせていただきます。

それから、附則第3条の2を新たに加え、軽自動車のグリーン化特例を1年延長し、平成29年度分から適用するという内容について規定をしております。さらに、附則第4条第1項及び第2項について、環境性能割の導入時期が変更になったことに伴い、適用年度を平成29年度から平成32年度に変更する内容を規定をさせていただいております。

ここで、議案第4号に戻っていただきまして、附則の中で、この条例は、公布の日から施行するということを規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、宮脇諭君。

○議員（3番 宮脇 諭君） 審議資料72ページの小型特殊自動車ということで表示があるんですが、農耕作業用のもの、また、（イ）でその他のものとあるんですが、具体的に何を指すのか説明をいただきたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 吉野税務課長。

○税務課長（吉野 松樹君） 小型特殊自動車の分の（イ）その他のものでございますが、フォークリフト等を指すものでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、これから本案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

○議長（小林 俊之君） 日程第8、議案第5号、新温泉町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、議案第5号、新温泉町介護保険条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の 80 ページから御確認ください。まず、80 ページでございます。新温泉町介護保険条例の一部改正についてということで、概要をちょっとつけてございます。

まず、条例改正の背景ということで上げてございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、平成 27 年 4 月から、消費税引き上げによる公費を投入して第 1 段階の方を対象に低所得者の保険料軽減を実施してきました。平成 29 年 4 月には消費税率 10% への引き上げが実施されることを前提に、市町村民税非課税世帯全体を対象とした保険料軽減を完全実施する予定でございましたが、消費税率 10% への引き上げが平成 31 年 10 月に延期されたことを受けて、平成 29 年 4 月以降も第 1 段階の方を対象とした現行の保険料軽減を継続することになったことから、介護保険条例の一部改正を行うものでございます。

次の 2 番の条例改正の内容というふうなことでございます。公費負担による保険料軽減で表を示してございますが、①の平成 27 年 4 月からということで、第 1 段階、0.5 を 0.45 に引き下げをさせていただきました。②で 29 年 4 月から改正前の予定ということで、0.45 を 0.3 に引き下げる予定でございましたが、このたびの消費税率が延期になったというふうな部分で、そのまま 29 年 4 月以降も、第 1 段階の方を 0.45、第 2 段階を 0.75、第 3 段階を 0.75 というようなことで、現行の削減率で継続していくということでございます。

次に、資料の 79 ページをお開きください。新旧対照表でございます。現行では、下線の部分、第 2 条の 2 項で示してございますが、「及び平成 28 年度」の部分、改正案では「から平成 29 年度まで」というふうに読みかえをさせていただきたいというふうに思います。この 29 年度までというのは、現介護保険計画が第 6 期が平成 29 年度で終了いたしますので、一応その第 6 期計画ということ、29 年度までというふうなことにしております。

本文にお返りください。附則として、この条例は、平成 29 年 4 月から施行をすること、よろしく願います。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

11 番、中井次郎君。

○議員（11 番 中井 次郎君） 消費税の増税が前提としてるような内容なわけですけども、これ、これからも上げないような、延期になるようなことになったらどうなるんですか、また。その可能性が有りますね。消費税の増税分を福祉に充てるなりというのは、これは根本的に間違っるとの発想だと思うんですけども、そこら辺のともちょっと聞かせてください、その延期になった場合、どうなるんか。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 現段階では言えませんが、国の動向を見ながら変更させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 課長、私はもう一つ言ってるんですけども、消費税の増税を福祉に充てるなんてことが大きな間違いではありませんかって言ってる。延期になった場合っていうのは、これは国の動向を見てっていう話ですけども、その根本にある問題はどうかとお尋ねしてるんですけども、それに対する見解を聞きたいんですけども。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 消費税のことを、そのことを私が答えるべきではないというふうに思っております。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） それでは、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 失礼いたします。新温泉町介護保険条例の一部改正について反対討論を行います。

この条例は、消費税を10%に増税し、その財源を、社会保障の一環である介護保険の保険料を軽減しようとするものであります。消費税の増税が延期されたことを理由に、低所得者の保険料軽減を延期するというものであります。本来、低所得者の保険料軽減は当然必要なことであり、これに逆進性の強い消費税財源を充てること自体が間違いであります。さらに増税延期を理由に軽減まで先延ばしにすることは二重の間違いであり、この条例改正を認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（小林 俊之君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） それでは、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり

可決されました。

日程第 9 議案第 6 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 9、議案第 6 号、新温泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） では、議案第 6 号、新温泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料 8 2 ページをお開きください。まず、新温泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、概要を示してございます。

まず、条例改正の背景から御説明をさせていただきます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、地域密着型サービスに新たに地域密着型通所介護が創設されました。平成 28 年 4 月 1 日以降、現在の通所介護のうち、利用定員が 18 名以下の通所介護は地域密着型通所介護に移行することになりました。また、常時看護師による観察が必要な方をサービス対象とする療養通所介護についても地域密着型サービスへ移行することとなったことから、新温泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正をするものでございます。

真ん中あたりの図で、現在は通所介護というふうなことで、新温泉町には 7 事業所ございます。7 事業所で、それが、利用定員 19 名以上が今までどおりの通所介護、18 名以下につきましては地域密着型通所介護というふうなことに分かれます。

下の米印でございますが、利用定員が 18 名以下の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行に係る改正法は平成 28 年 4 月 1 日に施行されておりますが、町における運営基準等の条例制定については、施行日から起算して 1 年を超えない期間の経過措置が設けられておりました。

当該運営基準等の条例制定を行っていない平成 29 年 3 月 30 日までの間は、経過措

置により厚生労働省令で定める基準が適用されるために、この条例の一部改正は平成29年3月31日施行とさせていただきます。

続きまして、83ページお開きください。次に、条例改正の内容というふうなことでございますが、基本的には、厚生労働省令で定める基準と同一の内容で条例改正を行っておりますが、以下については、現行の条例で規定しております他の指定地域密着型サービスと同様に本町独自の基準を設けさせていただいておりますことを説明をさせていただきます。

まず、指定地域密着型サービスの基準でございます。

①として記録の保存期間でございます。基準省令の内容につきましては、記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないというふうなことでなっておりますが、本町の独自基準というふうなことで、2年間を5年間に今までからしております。

その理由といたしましては、真ん中、理由欄でございますが、指定地域密着型サービス事業者が不適切な請求に基づく介護報酬を受け取った場合、町は保険者としてこの返還の請求を行わせていただきます。このとき町の返還請求権は地方自治法第236条第1項の規定により5年間で時効となります。省令では記録の保存期間を2年間としており、町が返還を請求しようとしたときには、検証すべきサービス提供の記録が存在しないおそれがございます。そのために、他の指定地域密着型サービス同様、介護報酬の請求に係る記録の保存期間を5年間と規定させていただき、町の返還請求権の期間との整合性を図らせていただきます。

次に、②の介護の質の評価というふうなことでございます。基準省令の内容では、「評価を行い、」というふうな部分で、年数等は示してございませんが、本町の独自基準ということで、「評価を1年に1回行い、」というふうなことで従来からしております。理由といたしましては、現行の条例においては、介護の質の評価を1年に1回行うことと規定していることから、指定地域密着型通所介護についても当該基準を適用させていただいて、他の指定地域密着型サービスとの整合性を図らせていただきます。

ということで、審議資料81ページをお開きください。条例の新旧対照表をつけてございます。改正案、右側の改正案の第4条第2項、下線の部分でございます。第36条第2項、第40条の15第2項という部分は、まず36条の部分は指定地域密着型通所介護事業者を示してございますし、40条の15第2項につきましては指定療養通所介護事業者のことを示してございます。4条の2項は、まず記録の整備のことをここで示してございます。次の4条の3項の第25条第2項の部分につきましては、指定地域密着型通所介護施設のことを示してございますし、それから3つ下の第162条第8項においてという部分は、指定地域密着型介護老人福祉施設のことを示してございます。4条の3項につきましては、施設の評価のことを全体で示しています。

本文にお戻りください。附則でございます。施行期日につきましては、1、この条例

は、平成29年3月31日から施行する。適用区分でございます。2として、改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に整備の対象となる記録及び現に指定地域密着型サービス基準により保存されている記録であって、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用するっていうふうなことで、附則で示してございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） この18名以下、19名以上、何で18という数字が出てきたのか、その根拠についてお尋ねをしたいと。通所介護と地域密着型通所介護の大きな違いも教えていただきたい。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 定員の19名以上、18名以下っていう部分につきましては、法律で変更されておりますし、通所介護っていう部分につきましては、18名以下も19名以上も内容的には同じでございます。通常のデイサービスの部分でございます。このまま改正されましたら、利用定員19名以上の通所介護につきましては、現在5事業所でございます、現在。18名以下につきましては、2事業所っていうことで、現在通所介護は7事業所ございますが、それが5事業所と2事業所に分かれるっていうようなことになっております。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） その18の根拠を教えてください。その法律がじゃない、法律の根拠じゃなしに、何で18になったかという、基本的なところですね。これ2カ所、18名以下あるということなんですけど。これ、現状においてその2カ所の事業所に、何か負担というか賦課というか、そういうものがかかってくるんでしょうか、制約が。逆に制約がなくなるとか、そういう運営のリスクについて、変化があれば教えてほしいというぐあいに思います。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 済みません。18名以下の、ちょっと法律の規定の中身まではちょっと資料等手持ちしてございませんので、なぜ18名以下っていうのはちょっと答弁できません。その18名以下の施設になれば、現在の施設運営より利用料金が少しアップするっていう関係で、経営上はよくなるっていうふうなことを聞いております。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） ということは、利用者は負担がふえるということになるんですね、逆に言えば。どっちがええんですか。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 確かに利用者の負担が少しふえるっていうふうなことになるとは思いますけど、18名以下の施設になれば介護の中身が少し手厚くなるのではないかっていうふうに思っております。それで、事業所様にしてみれば、少し給付がふえるっていう部分で施設運営には好ましいというか良好だと思いますけど、利用する側にしてみれば少し負担がふえていくっていうことになります。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから本案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

○議長（小林 俊之君） 日程第10、議案第7号、新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、新たな公共残土処分場の整備に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 今回、十字谷残土処分場整備基金条例の一部を改正をお願いしております。

改正の理由といたしましては、現在、浜坂及び温泉残土処分場、2つの処分場もあと数年でいっぱいになると予想されます。浜坂につきましては残が9,000立米、温泉が約3万立米でございます。現在、新たな処分場の建設に着手をしているところであります。予算につきましては、現在は浜坂残土処分場の中で新たに新残土処分場事業の目を設定し、下夕山公共残土処分場の基金を繰り入れながら予算を確保しているところでございます。今後、十字谷の残土処分場も新たな残土処分場に引き継ぐ必要がございます。今回、十字谷残土処分場整備基金条例の一部を改正し、新たな残土処分場事業への基金充当を可能にしたいと考えておるところでございます。

説明の都合上、審議資料84ページの新旧対照表をごらんください。現行では、十字

谷残土処分場の防災工事のみが基金の使用できるということになっております。十字谷の整備しか使用できないという条例になっておりますけども、改正では十字谷残土処分場及び新たな公共残土処分場の整備のためとし、十字谷はもちろんのこと、新たな残土処分場事業へも使用できるよう改正を行うものでございます。

本文に返っていただきまして、附則でございます。29年4月1日から施行するとしております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、中井勝君。

○議員（1番 中井 勝君） 特に異論はないんですけども、新しく残土処分場を予定してるんですけども、新温泉町、縦横にかなり広っていくか、処分場で残土を捨てるのに、例えば照来の奥のほうから浜坂に残土を持っていく、距離もかなりありますよね。でき得れば温泉地域に1カ所、浜坂地域に1カ所っていうような配置をした方が業者のためというか、道路管理も含めていいように思うんですけども、今後の見通しとしてそういう予定というものはないのでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 2カ所を設けるということは、今のところ考えておりません。特にこの冬期間でありますと、温泉地域、今の十字谷でございますけども、降雪時期になりますと長期にわたって閉鎖をするということがございます。公共工事といたしましては、もちろん春から工事はかかれるわけ、入札すればかかれるわけでございますけども、やっぱり工事の一番書き入れどきというのは秋から冬にかけてという形の中で、工事が集中するということがございます。

それから、残土処分につきましては、設計上、その運搬経費につきましても全て設計の中で見ておるところでございますので、経費上、業者に負担をかけるということにはならないのかなという思いはしておるところでございます。

それから、2カ所という形になるよりも、やはり1カ所で管理したほうがやりやすいということもございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 1番、中井勝君。

○議員（1番 中井 勝君） もう1点、「防災工事等」という文言を削除しているわけなんですけど、これは別になくってもよかったものでしょうかね。何か意図があって防災工事、旧町のときの条例ですから、どういう意図でつけたかというのはちょっと記憶にないんですけど、でも、何か意図があって防災工事等というふうにならなくていいんですけども、新しい改正案については防災工事という部分については、何か入ってないんですけど、別に問題はないんですか。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 防災工事等という形で現行はなっておりますけども、新し

い条例につきましては、新温泉町十字谷処分場及び新たな公共建設残土の整備ということで、この防災工事もその十字谷処分場の整備という形の中でくくられてるといふふうに考えておるところでございます。

○議長（小林 俊之君） 8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） 十字谷が3万立米、浜坂の処分場が9,000立米ということでありました、今後入れる予定が。これはおおむねどれぐらいの期間でいっぱいになるのかなということ。やっぱり十字谷、最終仕上げというかね、そういう部分を最終の想定なりもしながら基金をつくってきたという気がしますし、防災上という表現もそういうところも意識した最終の防災。ですから、重要な文言だと私は思うんですけども、みんな網羅しとるといふことですから。網羅しとるといふことはね、そんなこと言うだったらここに書かなくてもええんですからね。網羅しとるっていう部分が見えないね、やっぱりね、はい。

要は閉鎖するときの、かなり、予算の範囲っていえばそうかもわからんけど、やっぱりきれいに仕上げしてほしいし。そういうことにおいて、基金が優先的に新残土に行ってしまうと、その十字谷の後整備がおろそかにならへんのかなと。そういうちょっと心配な部分がありますので、だから十字谷に今の基金の中でどれだけ十字谷に充てていくかっていうか、そういうのっていうのは、ある程度決めてほしいなっていう気がするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 今の条例では、十字谷、それから浜坂残土、それぞれの条例になっております。設管条例もそうございまして、将来的には新温泉町残土処分場ということで、新たな処分場、それから浜坂、十字谷の処分場の後の処理も含めて、一本でしなければならないといふふうに考えております。ですから、十字谷に後整備、閉鎖後の整備するもの、それから浜坂の残土処分場の整備するもの。それも一本の予算の中で将来は考えていくということで、わざと十字谷を忘れたということではないといふふうに思いをしておるところでございます。これは、今後の予定の中でのお話でございます。

それから、防災工事等という形の中で書いておりますけども、浜坂残土についてはそういう防災工事等の文言はございませんけども、整備の中で必要な部分については整備をしておりますので、浜坂残土、温泉残土あわせたというような形になろうかといふふうに思っております。ですから、防災工事等となっておりますけども、それは現在の新たな条例の中にも当然入っているということで解釈をさせていただいておるところでございます。（「期間、満杯になる期間」と呼ぶ者あり）

失礼しました。あと2年ほどだといふような思いをしております。新残土ができる、で、受け入れできるのが今の計画では平成31年ということでございますので、29、30でほぼいっぱいになるということでございます。ただ、それ以上に出てきた場合、

土木事務所の残土につきましては、例えば、例でございますけど、新温泉町で受け入れができなければ、経費はかかるかもわかりませんが、町外の残土処分地にとということもお願いしなければいけないということでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから本案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 8 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 11、議案第 8 号、新温泉町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、上水道事業、簡易水道事業等を統合するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、上下水道課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） それでは、議案第 8 号、新温泉町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

上水道事業及び簡易水道事業等を統合するため、所要の改正を行うものでございまして、説明の都合上、審議資料の 85 ページをお開きをいただきたいと思います。平成 19 年度におきまして、簡易水道に係る国庫補助制度が見直しをされまして、上水道に統合するという計画書を提出することで、平成 28 年度末までの時限措置ということで簡易水道地区の補助事業が認められて実施してきたところでございます。この経過を踏まえまして、条例の一部改正についてお願いするものでございます。

まず、第 1 条でございますけれども、1 つの水道事業ということになりますので、水道法のみ適用ということに伴い改正をするものでございます。

第 3 条につきましては、事業ごとに上げていた給水区域、給水人口並びに 1 日最大給水量につきまして、1 つの水道事業として全体で記載するよう改正するものでござい

す。

86ページでございます。86ページの1号の給水区域についてでございますけれども、それぞれの区域について全域に給水をしていないということもありますので、61地区の一部という記載に変更いたしております。また、平成27年の委員会資料の中でも提出をしておるところですけれども、26年度に作成をいたしました認可資料の中で、統合目標である平成29年4月1日時点の推計数値によりまして、2号の給水人口、現行の合計が1万9,731人になりますけれども、1万9,731人から1万4,503人に。3号といたしまして、1日最大給水量、現行の合計8,755.5立方メートルから8,132立方メートルに変更するものでございます。

議案にお戻りをいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 改正の狙いですね。ポイント、それからメリット、デメリット、その辺の基本的な考え方を教えてください。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 平成19年度の改正の中で、事業規模が小さい簡易水道につきましては、経営基盤を強化すべく事業の統合、それから広域化に向けて効率的な経営体制の確立を図っていくということの中で法改正をされたものというふうに思っております。そういった意味で、これまで簡易水道事業の統合に向けて花口であるとか、春來、中辻浄水場の整備、それから久斗山浄水場の整備や、久斗山、諸寄、それから地区の石綿管の更新などの工事を実施していただくことができたというふうに思っております。そういったことで、今後も簡易水道に係る採択要件の緩和であるとか補助率のアップであるとか、そういう要望を続けていながら、実施可能な補助事業を選択しながら効率的な施設整備を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 言っとる意味がようわからんですけど、まとめたら何で効率的になるんですか。そこの根拠を教えてください。口が滑らかな説明されるんですけどね、わかりません。経営が強化される理由もわからんですけど、1つにしたら。ちょっと、もうちょっとわかりやすい説明してください。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） やはり、小さい規模が点在するよりは、1つの水道事業として経営していくことが基盤の強化ということにつながりますし、効率的な経営につながるのではないかとということだというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 相も変わらずさっぱりわからんのですけども。19カ所配水池があるとこれまで言われてるんですけども、それを一つはつなげていくとか、何か、経営基盤を強めるっていうのはどういう意味なんですか。それで、補助金もふえるんですか、こういう形を変えたら。どういうことになるんですか。効率的な何か料金どうかこうとかっていうような話もされましたけども、それによって、本会議でもいろいろと出てるんですけども、例えば一般会計から持ち出しをするとか、経営の基盤を強めるんだったら、福祉施策の一環としてそれこそ繰り出しをするとか、こういうこともできるようになるんですか。そもそも、なぜこういう一くりにすれば経営基盤が安定するようになるんですか、それを聞かせてくださいな。何か意味がさっぱりわかりません。私はこれまで聞いてたんは、簡易水道なら簡易水道、そういう形のほうが一般会計からの持ち出しもできますよと、そういうあれを大体聞いておりました。これ一本化になれば、一体どういうことになるわけですか。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 1つの水道事業として運営していくことで、お互いをカバーし合いながら運営していくことができるという部分がメリットじゃないのかなというふうに思っております。

それから、施設の統合等につきましては、以前、ビジョンの中でも検討しております。なかなか配管で給水区域をつなげるということには非常に大きなお金が必要になりますので、そこにつきましては現行の配水池、浄水場を整備していくという方向性で進んでいるところでございます。以上でございます。（「何言ってるのかさっぱりわからん、議長、わかりますか、あんた」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 俊之君） 経営基盤のことについて、総務課長か副町長、どっちかが答弁してもらったらどう。

西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 簡水それぞれにあるわけですけども、こうして少子高齢化の中で人口が減っていく中で、どんどんどんどん100人、200人の給水をしていたものが10人とか5人とかになってくると、当然割高になってきますし維持管理もできなくなるというようなこともあったりして、国のほうの一つの流れとしましても、簡水を統合して1つの上水として処理をしていくと。どこに住んでいても同様の金額で水が飲めるというような形の中で、平成19年ですか、進んできております。今、上下水道課長が申しあげましたように、実際の施設統合はなかなか難しい部分がありまして、管で全てをつなぐということもなかなか難しいので、現時点でやっておりますのが経営統合ということで、全体の経理、運営を一手に集約することによって効率化が図れると。かつ、そのことによって簡水に対するいろんな事業に対して補助金がつくというようなメリットもありまして、それらの補助を活用して、それぞれの簡水の施設を年次的に整

備を図っているところでございます。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） これ、経営統合じゃなしに、条例の簡素化、条例の統合なんです。何のコストも全く減らないと。ただ、簡単な事務処理をしたいだけ。

それで、あなた方が言われる経営統合によって効率化、補助金がたくさん出る。これが本当なら上水の経営改善、値上げはしなくていいんです。仮にしても、値上げ幅抑えていく。それは私の質問の趣旨なんです。あなた方は、本当に経営改善をしたいというのがこの条例案の狙いだとするんなら、もうちょっと知恵、本当の経営改善はどうあるべきか考えてほしいですよ。誰の立場でこういう条例を出していくのか、ぜひ条例の本質、よく考えていただいて提案をしてほしい。そういうのは質問の狙いです。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 平成19年度の簡水補助制度の要綱の変更によりまして、統合の計画を提出することで28年度末を時限措置として簡水の地域についての補助事業の実施ができますよということの中でこれまで進んできております。そういったことで28年度末を迎えるに当たりまして、29年度以降、統合しなければ簡水の地区への補助が受けられませんので、今回の提案となったというのが提案の趣旨でございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 中井総合支所長。

○温泉総合支所長（中井 孝吉君） 水道事業の統合でございますが、平成19年に統合計画というものをつくっております。それにつきましては、国から、簡易水道事業というものは、簡易水道は廃止しますよ、水道は統合してくださいというような通達が来しました。それに基づいて、統合をとということで指導がありました。ただし、新温泉町につきましては、先ほど申し上げましたように施設の統合というのは、かなりかけ離れたところばかりで、可能だとすれば浜坂上水と諸寄簡水が一番近いので、やりやすいとなればそこぐらいしか対象にはならないというようなことで、総合的に判断した中で、一つの方策として、経営を統合しても一つの統合としてみなしますということがありましたので、それに基づいて統合をしますということで、平成29年を統合します。それによって、平成19年からずっと計画をしておりました簡易水道事業についての補助がずっと、それは今取りついたものには続くというふうなことで取り組んでおりますので、今がその年限を迎えますので、統合ということで条例上も1つの施設として提案をさせていただいたのが経過でございます。（「経営のことまでは関係ないんか」と呼ぶ者あり）

○温泉総合支所長（中井 孝吉君） あ、いや。です。

○議長（小林 俊之君） 続けて。（発言する者あり）続けて、はい。

○温泉総合支所長（中井 孝吉君） これまでは簡易水道、それから上水道、それぞれ分けてございましたが、それを企業会計の見直し等も相まって、既に1つにしております

ので、経営が1つになったということで条例上の施設についても今回の提案で全て統合されたというような判断をしていただきたいというふうなことでございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） どこにおいても同じ水を同じ料金でっていう話は、いかにも平等のように感じがするわけですけども、本当にそんなことがね。要は独立採算制の考え方は変わらないわけでしょう。これなんかそうだし。かかった費用は皆さんの料金でいただきますよと。だから今回、値上げをしたいというような話が出てきてるわけでしょう。値上げしなくて済むような、その補助金っていうのが出てくるんですか、具体的に。単なる経営の言葉のあやみみたいなもので、簡易水道と上水道を1つにしたら上水道ですわと、こういう話じゃないんですか。特別それによって、料金が、例えばもっと安くあれできるようになりますとか、いろんな補助がついて、そうなるわけですか。何か、さっき課長の話聞いてたら、すごい何かメリットがあるような話ししてはったんですけども、具体的に本当に全体的に水道の料金を下げることができるんですか、それで。経営が一本化することによって何が、それだったら一つは減るんですか、経費としての。そこら辺のところ明らかにならなったら、こんなことをやる意味がないじゃないですか。それはどういう考え方ですか。

○議長（小林 俊之君） 中井総合支所長。

○温泉総合支所長（中井 孝吉君） 1つになったから料金がというのは、人口減、それから施設の老朽化に伴いまして、当然料金の見直し等は発生してまいります。ですから、値段をそのままというのは難しい面ございますが。今のその上水になったとしても、制度としては、抑えるために高料金の補助なりそういうものはありますし、極力そういう制度を利用して低料金でということは求めてまいるのが当然なんですけど、どちらにしましても平成19年の統合の計画として国に上げとりまして、それに基づいて進めてまいりまして、その都度、議会の皆さんにも報告をして計画を進めてまいりましたので、今回が統合に向けての条例を1つにするというのが今回の提案の理由でございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 計画どおりに物事を進めてますと。今、本当に水道料金の値上げ問題が町民の中でも話が出てるわけですよ。おたくたちはスケジュールどおりやりますよっていったって、こういうことをやることによって具体的にどうです。こういった点で、例えば補助をもらえるようになりますとか、したがって、もっと安く抑えられますとか、そんな話じゃないんですか。単なる事務方の、ただ統合の話なんです。さっきから聞いてたら、何にも特別これによって水道の使用料なり料金なりが、会計がよくなるだとかそんな話は一つも聞こえてこないんですけども。何のためにやるか、そもそもがわからないんですよ。だから聞いてるんです。教えてください。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） もともと上水道と簡易水道っていうのが、議員がおっしゃいますように簡易水道の効率性を考えて、簡易水道には施設整備補助金っていうのが出たわけです。上水道には基本的には出ません。その簡易水道施設整備補助金というのが、平成19年のときに経過措置10年をもってこの補助金制度を国がやめますよと。ただ、この10年間の間に整備計画をつくれれば、その19年以降、うちでいえば春来でありますとか、ああいうところの施設整備をしてきた、そういうようなものについても計画が載ってれば、施設整備、今までどおりの簡易水道整備という部分での施設整備の補助は出しますよということで19年に統合計画をつくって、皆さんにお諮りして、28年度までで順次やっていきますという計画のもとでやってきました。

その統合の中身というのが、支所長が言いましたように、施設そのものを本当につないで統合する場合と、経営のみを統合させるというものの2種類がございまして、施設そのものを統合させるのが不可能な場合は経営を統合しなさい、それは28年度までに決定しなさいよという、その前提に基づいて、19年から整備してきたわけです。もともと上水道も簡易水道も、ランニングコストにつきましては、そう大きく変わるものではないと。ただ、簡易水道のほうに施設整備費も使用料金に含めて算定しますと莫大なものになりますので、簡易水道は施設整備そのものに国費が投入されてきたという経過があります。

そういう中で、今度は経営だけを考えますと、ランニングコストの部分でございまして、それは若干のもちろん差はございますが、それは統合して町1つの水道として、みんなで補い合いながら同じ料金で水を供給していきましょうねというのが19年の基本的な理念だったわけです。それに基づいて28年まで実施してきて、期限が来ましたので29年4月1日から町全体を、簡易水道であるとか飲料水供給施設だとか、いろんな名称で補助を受けてきたわけですが。それを水道法に規定する水道事業一本にするということで、今回お願いしているところでございます。これからのメリットというようなことじゃなくて、19年からやってきたいろんな施設整備に対するメリットの総仕上げとして、条例上も経営一本にしていくという提案でございまして、以上です。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） ということは、従来から簡易水道のほうが整備がしやすいという、そういうことが言われてまして、温泉地域は結構簡易水道が多かったんですね。今の説明、わかりやすく教えてもらったんですけど、今後の、上水道になるわけだけど、実質簡易水道の部分についての整備については、従来どおりの若干手厚い補助なりがあるわけでしょうか。この年末に出された、年末ですかね、1月26日に出された水道料金の改定の概要っていうやつの中に、簡易水道区域で浜坂地域上水道整備の中で、居組、諸寄、境、1億7,830万、これについては30年度から向かいますよってあります。それから、温泉地域の上水道整備、春来、中辻、切畑、次々あるんですが、

3億5,970万。これは、この表では27年からずっと続いとるというふうになっとるんですけど、要は、この29年度以降のようけまだせんなん分があるようですけど、これは補助、助成の見地からいったら同じような形で整備していけるもんですかということを書いてみたいと思います。

それともう1点、今回給水地域をずっと上げていただいとるんですけど、給水区域の見直してというのは、想定はあるわけでしょうか。住民の要望なりによって、区域を見直してほしいと。そんな事例が、聞いている部分もあったりするんですけど。そういう見直しなんていうことは考えにはあるんでしょうか。その2点を聞きたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 初めに給水区域の見直しですけれども、現状では給水区域の見直しについては考えておりません。

それから、事業についてですけれども、先ほど副町長が申し上げましたとおり28年度末までの内容のお話がありました。29年度以降につきまして、要はこの統合、条例上統合しなければ簡易水道地区の補助事業自体が受けられませんので、そういった意味で今回統合することになります。事業については、それぞれ採択要件であるとか、そういうものがございますので、そのあたりで有利な補助事業等が実施できるように協議をしながら進めていくことになろうかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） いつでもどこでもじゃないけど、有利な事業実施のためにいろんな財源を探すっていうのは当然だと思います、それは。ただし、今の事例における、要は簡水を上水と一本化して経営統合図る中での簡水として持つてる計画の実施については、従来どおりのような措置がなされるもんかということを書いてとるんだ。絶対有利な方法でやるというのは当たり前のことだから。その有利さの部分がまだ継承されるんかなということ、この計画をちゃんと定めたら。確かに10年間、19年に定めたやつは確かにおっしゃるとおりだと思う。要は、これからのやつもその計画にのせとったら、その事業ができるかどうか、その条件で。そのことをちょっと確認したいんだけど。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 現在協議しとる内容については、引き続き対象になるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） それでは、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。ここで昼食休憩といたします。午後は1時から。

午前 11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第12 議案第105号

○議長（小林 俊之君） 日程第12、議案第105号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

この議案は、平成28年第80回新温泉町議会定例会3日目の本会議において環境福祉常任委員会に付託された議案ですので、その審査結果について委員長より報告を求めます。

岡坂委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） それでは、今議長が言いましたように、平成28年度第80回新温泉町議会定例会3日目の本会議において本委員会に付託され継続審議となった議案第105号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正について、平成29年2月3日と3月9日開催の委員会において審査を行いましたので、会議規則第76条の規定により、その結果を報告をいたします。

1番として、議案第105号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正について、本議案は水道事業の健全な経営を確保するため、水道料金を14%値上げするものであり、住民へ安心・安全な水を安定的に供給するため、施設の耐震化、浄水場の整備、老朽管の更新等を計画的に実施する必要があることから、財源確保のためにはやむを得ないと判断し、町広報による住民への周知及び独居高齢者による料金軽減措置の対応を踏まえ、当委員会では本議案の施行時期を修正することで内容を妥当と認め、賛成多数で別紙のとおり修正議決するものと決定をいたしました。

修正案については、別紙をごらんいただきたいと思います。議案第105号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正についてに対する修正案、議案第105号、新温泉町水道事業給水条例の一部改正についての一部を次のとおり修正する。附則第1項中の期日、平成29年4月1日を平成29年7月1日に、附則第2項中の期日、平成29年4月30日を平成29年8月31日に改めるという修正動議が出されました。

次に、この議案について、委員会の質疑について報告をいたします。再確認という内容の質疑になりますが、公営企業体でありますので、どういう企業努力をしたのかとい

うことを問われました。それに対する資料とか答弁が薄弱ではないかと言われていました。補強される資料とか口頭でもいいですので、提出するようなものはないか。答弁として、日常点検を通して配水量の異常等の早期発見に努めている。住民からの報告に迅速に対応するよう漏水の早期修繕にも努め、有収水量の確保に取り組んでいる実態があるということでございます。漏水があっても場所が特定されないケースもあり、またメーターの確認、漏水調査を必要に応じて業者に委託して進めてきておるところであり、管の老朽化が進んできて漏水も多く発生してくる傾向がある。宅内の漏水2分の1の減免についてもふえてくると思う。配管全ての老朽化の調査をするには相当な経費がかかり、現実的ではないと思っている。今後継続して早期発見に努めて、部分的な修繕を繰り返すのではなく、布設替について適切な対応を心がけていきたいというお答えでした。

次に、もう一つの論点が、施設整備に今後費用が必要となるので料金の改正をしなければいけないという論点でありました。施設整備について、計画内容を住民に公表すべきではないのかと、3年から5年単位で料金を見直すということなら、その範囲内の料金改定でしかるべきではないかという議論があるが、その点はどのように考えているのかということに対して、答弁として水道の施設改修については、1月26日のお知らせ版の中で、概略になるが示したと思っております。浜坂地域では、配水池の移設及び危機管理を含めて取り組んでいること。また、温泉地域については、表流水なのでクリプト対策事業に取り組んでいるということを示した。今後も状況が変われば、逐一住民へお知らせをしていきたいと考えているとのことでした。

次に、施設整備、維持管理を料金のみで経費をつくり出すことは無理がある。企業体の努力をした上で、やはり一般会計から繰り入れすべきではないか。その基準は、総務省からの通知が示されている内容でいくと、規模が小さいから交付税の算入はないが繰り入れそのものを禁止するものではないとある。繰り入れの努力もすべきだという議論になるが、これについてもこれまでの答弁としてきたことに変更がないか聞きたいということに対して、答弁として、今後の施設改修については、相当大きな額がかかってくる。国庫補助金等の対象にしながら改修していくが、必要があれば総務省からの繰り入れ基準もしっかりと精査し、基準そのものが繰り出しにのっとった基準であるので、変更がない限り今のままになるということでございますということでございます。

以上、委員会の報告といたします。

○議長（小林 俊之君） 環境福祉常任委員長の報告が終わりました。ただいまの審査結果について、質疑があればお願いをいたします。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 今回の報告を聞かせていただくと、今回の料金改定は設備の老朽化による漏水が大きいと、だから料金改定をするんだという内容でした。

例えば、東京都の水道料金が日本で一番安いと。それは人口が多いのはもちろんですが、建設費等が安いときに建設をしたと。いわゆる老朽化によるということよりも、投

資額が少なくて済んだから経営が成り立っているという見方もあります。今回の料金改定で、施設の老朽化一点張りでこの料金改定をするということについてはいかがなものかという思いがします。県下でも歴史が古い水道会計ほど、経営が安定をしているという実態もあります。ましてや、今回、ここ一、二年に急に水道会計の経営が困難だということ、一方的に宣伝をして今日に至っております。最大の原因は、当町における人口減少による利用料の減少にあるわけです。そのことをきちっと明確にした上で、時間をかけてゆっくりと、この案件についていろんな機会に、いろんな階層の、いろんな人にやっぱり意見を求めると。そういう行為が今回はやっぱり欠けてるというふうに思いますが、委員会としての見解をお伺いしたい。

もう1点は、修正案ですが、料金幅を修正をするという話なら少し説得力はあるかもしれませんが、期日を3カ月延ばすと。実際に今定例会で可決をしても、住民周知等の、あるいは説明等の時間を見れば、実施は当然3カ月後または6カ月後ぐらいになるのは当然です。そうすれば今回の修正案の持つ意味は、何を、どこにあるのかということになりますから、それについての見解もお尋ねしたい。

○議長（小林 俊之君） 岡坂委員長、どうぞ。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） 委員会としてもでございますけれども、この案件につきましては、皆さん方いつもお集まりいただいて全員協議会を、ほとんど全員がお座りだったと思いますけれども、約2時間超、一緒に議論をしたところでございまして。今、高橋議員がおっしゃいましたこともわからんでもないわけですがけれども、一応、私らも委員会としてもそのことも踏まえての結果を、こういう結果になりますよということの御報告をしたわけでございます。

それで、過去多くの、町民からの請願、陳情等々が、これが最近になってからどんどん出てまいりまして、これも委員会としては十二分に尊重をしなきゃいけない。じゃあ、どうしたらいいのかという問題。そしてまた、先ほど申し上げました、皆さんはこの問題について十二分に議論をされ、私は意見はもう尽くしたというふうに私は判断をしておるところでございます。したがって、この陳情書等、それから要請書等の十分尊重をして、こういう結果を報告したところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。確かに言われたことについては、十二分に私も尊重はしておるところでございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 修正案に対する質問をいたします。

4月1日を7月1日に、4月30日を8月31日にと、この日にちをずらした考えはどこにあるんでしょうか。提案者の方が述べられましたか。

それから、もう1点、福祉施策としてさらなる減免を求めるという意見もありましたけれども、それについては当局はどういう答弁をなさってましたか。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） 減免については、皆さんが全協のときに

言われたのと同じことで、当局としてはこれをこうするというかちっとした説明は受けておりません。考えますということはお聞きしておりますけども、こうこうでこれだけをこうしますということは、私たちは伺っておりません。

それと4カ月延ばしておるといいうのも、今とりあえず、今いっても年度の関係がありまして、きょう言ってあすというわけにいきません。それで、やっぱり行政的な流れからいって4カ月を流すべきだというのが当局のお考えでもあったと思いますが、私はそう理解をしておるところでございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 提案者の修正理由は何だったんですかって聞いているんです。あなたのお考えを聞いとるわけじゃないです。そういうことですよ。提案者の方の、この修正案を出した方の修正理由は何ですかかって聞いとるんです。それを当然委員会では述べられたはずですから、それを述べてくださいって言っとるわけ。

それと、福祉施策としての減免については、考えますじゃなくて、要はお断りになったんじゃないですか。これ以上できませんと、今やってる減免制度のままでいきますと。これが当局が述べられたんじゃないですか。私、傍聴してましたけど、そのように解釈したんですけど。どうですか。

○議長（小林 俊之君） 岡坂委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） 減免については、一步は前進したような言葉は私も伺っておりますけども、こうしますというはっきりしたことは伺っておりません。それで、この4カ月延ばしたというのも、これもやっぱり、これは私らの委員会で動議が出まして、修正動議が出て急遽こうなったということは事実なんです。動議が出て急遽こうなったということをお認めいただきたいと思います。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。委員長御苦労さまでした。自席へ。暫時休憩をいたします。

午後1時15分休憩

午後1時18分再開

○議長（小林 俊之君） それでは、再開いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは、討論があるようですので、まず、原案に対し賛成者の発言を許します。原案に対し賛成者の発言。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） では、次に、原案及び修正案に対し反対者の発言を許します。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 失礼いたします。新温泉町水道事業給水条例の一部を改

正する条例の修正案に対し、あるいは原案に対し反対の討論を行います。

このたびの条例改定は、人口減等による料金収入の減少と、施設の老朽化あるいは耐震化、水質の高度化など施設改修や整備費が増嵩することを理由に、水道料金を14%引き上げるといふものであります。しかし、町民の暮らしは、長期に及ぶ経済の低迷、消費税の増税、医療、介護保険税、料の値上げや、窓口負担、利用料の引き上げ、年金給付引き下げなど連続的に負担がふえており、この上水道料金の値上げは町民生活に大きな打撃となるものであり、同意できるものではありません。

その反対理由の第1は、今後不足する必要経費全てを料金収入で賄い、一般会計からの繰り入れはできないとすることにあります。水道法第1条は、水道事業の目的は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とすると明確に述べています。また、第2条には、水道は国民の日常生活、健康保持に欠くことができないものであるから、国及び地方公共団体に安定供給のための責務も定めています。近年の法の改悪で、国、地方の責任を曖昧にしていますが、それでも保護育成によって安定供給の責任を果たすことを明記しています。また、地方公営企業法第3条は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと明記しています。そのために、同法第17条の2項に経費の負担原則を定めています。つまり、料金収入のみをもって充てることが適当でない経費は、一般会計または他の特別会計から出資あるいは長期貸し付けその他の方法などによって負担することを定めています。つまり、急激な人口減少、耐震化、水質の高度化などは、いずれも住民、水道利用者の責任ではなく、国、自治体の責任において実施されるべきことであります。したがって、これらの事業費捻出を理由にして料金値上げを行ってはならないものであります。

さらに、もともと地方公営企業とは収益性が低く、民間企業の進出が望めないような分野の事業だとする学説もありますように、料金収入のみで運営することには困難である特性を持っていることから、政府は毎年一般会計からの繰り出し基準を通知し、出資や繰り入れを認めているように、できないのではなくてできるものであります。

第2は水道法、地方公営企業法に定めている公営企業体として、運営の企業性、合理性が徹底されているかということの検証が明瞭に示されていないことであります。

第3に、今後必要な事業の経費が、料金改定の計画年度と適正に符合しているのかが明瞭でないことであります。

以上、3つの理由をもって反対討論といたします。

○議長（小林 俊之君） 次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） 次に、修正案に対し賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（小林 俊之君） ほかに討論はありませんか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 議案第105号、新温泉町水道事業給水事例の一部改正及び修正案に反対の立場から討論をいたします。

町民の暮らしは大変でございます。年金収入の減少、賃金収入の減、商売における売り上げ減少。他方、介護保険料、医療費の負担増、食品の値上げ、どんどん出費がふえています。これに加えて水道料金が上がれば、どのようにして生活すればいいのか途方に暮れるという町民の声が出ているところであります。上下水道料金の値上げをしないことを求める陳情書は、1,058人分であります。署名を断る方はいないと聞いています。6区長からも要請書も提出されています。抱き合わせによる値上げは許されません。審議の中では、根拠を示しての一般会計からの繰り出しを求める意見が出ましたが、当局は拒否されました。福祉施策としてさらなる減免を求めましたが、それも拒否されました。そして、町民からは給水車購入についても、広域で行うべきだったとの意見が聞かれるところでございます。これらの理由から、私は反対の討論といたします。

○議長（小林 俊之君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（小林 俊之君） これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

まず、本案に対する委員長の報告は、修正です。

まず、委員会の修正案について採決をいたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立少数、6名です。よって、本案は、否決されました。

暫時休憩をいたします。

午後1時28分休憩

午後1時28分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立少数、5名です。よって、原案は、否決されました。

日程第13 議案第106号

○議長（小林 俊之君） 日程第13、議案第106号、新温泉町下水道条例及び新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この議案は、平成28年第80回新温泉町議会定例会3日目の本会議において環境福祉常任委員会に付託された議案ですので、その審査結果について委員長より報告を求めます。

岡坂委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（岡坂 峰雄君） それでは、議案第106号、新温泉町下水道条例及び新温泉町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員会の審査結果を報告をいたします。

本議案は、下水道使用料の適正化を図るため、旧町単位の料金体系を統一するものがあります。当委員会では両地域のきょうまでの経過と課題を明確にし、統一への基本的な考え方を整理された上で提案すべき内容のものと判断し、時期尚早であるとの意見により、賛成少数で否決をしたものであります、決定をしたものであります。

以上、委員会の報告といたします。

○議長（小林 俊之君） 環境福祉常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの審査結果について、質疑があればお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） これをもって質疑を終わります。委員長、御苦労さまでした。これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、否決です。したがって、原案について採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立なしです。よって、本案は、否決されました。

暫時休憩をいたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第14 議案第9号

○議長（小林 俊之君） 日程第14、議案第9号、公の施設に係る指定管理の指定についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷の指定管理者に「特産しんおんせん株式会社」発起人会を指定したいので、議会の御議決をお願いするものであります。

内容につきましては、商工観光課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷の指定管理者について御承認をお願いするものでございます。指定管理に関係する事項をあわせて御説明するため、審議資料 87 ページをごらんいただきたいと思っております。

審議資料 87 ページ、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷の管理に関する基本協定書ということで添付をさせていただいております。

90 ページをお開きいただきたいと思っております。道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷の管理に関する基本協定書、標準的な協定書に基づき作成をさせていただいておりますので、特別な事項について御説明をさせていただきます。その下の文面でございますけれども、新温泉町（以下「甲」という。）と「特産しんおんせん株式会社」発起人会（以下「乙」という。）は、次のとおり、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷（以下「本施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結するとしております。「特産しんおんせん株式会社」発起人会につきましては、2月に指定管理候補者として選定をさせていただいた任意団体でございます。

90 ページ下段に移っていききたいと思います。6条でございます。本業務の対象となる物件は、別紙 2 の内容のとおりとするということで、100 ページをごらんいただきたいと思っております。10 ページ後でございますけれども、100 ページでございます。別紙 2、管理物件といたしまして、便所棟、飲食棟、情報提供施設、物販棟、以下記載のとおり施設を管理するという記載をさせていただいております。括弧書きで道路区域と書かれている部分につきましては、土木管理の施設ということでございます。その他駐車場につきましては、町の施設の部分と道路区域部分、土木の管理区分があるという意味でございます。

90 ページに戻っていただきたいと思っております。7条といたしまして、乙が本施設の管理を行う期間は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとするとしております。これにつきましては、募集要項で募集を、公募をかけた内容と今現在も同じでございますので、そのとおり記載をさせていただいております。

次に、91 ページでございます。一番上の 8 条でございます。本業務の範囲ということで、乙が行う本業務の範囲は、条例の第 17 条各号に定めるものとし、その詳細は仕様書に定めるとおりとするということにしております。

その下段、10条でございます。乙が本業務を実施するに当たっては、仕様書に示すと通りの業務をするということを記載させていただいております。

下のほうに行きまして、第13条でございます。乙は、本協定、年度協定、条例、関係法令等のほか、募集要項等及び事業計画書に従って本業務を実施するものとしております。

その下、14条でございます。乙は、指定管理開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならないとしております。

次に、92ページでございます。中段、16条に管理物件の改修等を記載しております。3項といたしまして、管理物件の修繕は、仕様書の12、経費の負担（リスク分担）の負担区分により実施するものとしております。

飛んでいただきまして、94ページでございます。24条に、指定管理料の支払いを記載させていただいております。甲は、業務のうち道路区域部分及びこれに附属する備品等の維持管理実施の対価として、乙に対し指定管理料を支払うとしております。この指定管理料につきましては、土木からの管理料でございますので、平成29年度予算において300万を計上させていただいております。2項として、甲が乙に対して支払う指定管理料の詳細については、別途「年度協定」を定めるものとしておりますので、指定管理料のほうが確定しましたら、年度協定のほうを結ばせていただくということになります。

その下、25条でございます。乙は、本施設に係る利用料金を乙の収入として、收受することができるとしております。

その下、第26条でございます。利用料金は、乙が、条例及び仕様書に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとしております。

一番下段でございます。29条として、甲が加入する保険については、火災保険。2項として、乙が加入しなければならない保険として、施設賠償責任保険を記載しております。

97ページに飛んでいただきたいと思っております。中段、42条、乙は、本業務の実施に係る収支及び収入を適切に管理すること目的として、本業務に固有の預金口座を開設し、その適切な運用を図るものとしております。これは事業報告並びに決算報告に必要なということのものでございます。

最後に、98ページをごらんいただきたいと思っております。甲、乙として、先ほど申し上げましたように、2月に指定管理の候補者となりました「特産しんおんせん株式会社」発起人会を記載しております。この名前のおり、4月から5月に正式な株式会社となる予定でございますので、委員会でも報告をさせていただきましたけれども、6月の議会にはその内容について御説明をさせていただく予定でございます。

議案のほうに返っていただきたいと思います。議案といたしまして、1、公の施設名称、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷。2、指定管理者となる団体の名称、「特産しんおんせん株式会社」発起人会、会長、中村寿弘。3、指定の期間、平成29年8月1日から平成34年3月31日まで。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩をいたします。

午後1時41分休憩

午後1時56分再開

○議長（小林 俊之君） 休憩を閉じ、再開いたします。

説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） この委員会資料でお尋ねをいたします。

41ページ、事業計画書の付表の1、この中に役員数で9ということが書いておりますけども、9人のことだと思いますけども、このお名前を教えてくださいませんか。以前にもお話ししたとおり、発起人会なるものは、まだ団体としてなっていないわけでありまして、いろいろこの産建の委員会の中でも、当局のほうからは、それなりのちゃんとした方たちだと、信用してええというようなことも出ておりました。それを教えてください。

それから、この42ページあたりに、将来展望のところに書いてあるんですけど、現状として、図面上で確認できる範囲では、立地は申し分ありませんが、規模や配置、施設の内容については不十分な点が見受けられますと。それから、駐車場が足りません。それから、飲食棟、物販棟の位置関係は客の動線や搬入動線を見るとというような、こういう表現があるわけです。何か私は、これだったら、まだ、それこそ図面の前に戻らなあかんちゃうかなという感じが受けるわけです。こういったことについては、どのような評価をされたんでしょうか。内容的には、すばらしい内容だと思います。それに対する評価を聞かせてください。

それから、59ページに指定管理業務の収支計画書なるものが出ております。利用料金とは一体これは何をいうのか。いわゆるテナントで入る方たちの利用料金でしょうか。

それから、その他の事業収入が1億1,284万5,000円と、こう書いてあるわけですが、このその他の事業収入とはどういうものなのか、それを聞かせてください。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず、名簿についてでございます。お名前のほうを公表するのは、ちょっと控えさせていただいております。状況につきましては、今現在、まだ別のほうにお勤めの方もいらっしゃるということの中での、控えさせていただきた

いということでございます。

内容につきまして、例えば委員会資料の53ページでございますけれども、その中に、一番上でございます、団体としての名称を記載をさせていただいているところでございますので、団体としてのこういったメンバーがいらっしゃるということの御確認をしていただければというふうに思います。

次に、42ページの内容についてでございます。指定管理の候補者のほうが考える意見として記載をしております。確かに、若干そういった点もあるというところの考えの中で記載をされているものというふうに考えますけれども、そういった施設の状況を踏まえながら、こういったことができるということでの計画というふうに考えているところでございます。

次に、59ページの収支計画書についてでございます。一番上の利用料金につきましては、議員御指摘のようにテナントの利用料金というふうに聞いております。その他、事業収入につきましては、直営分の事業収入というふうに聞いております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） テナントの利用分と聞いてるって、この収支計画書は、いわゆるこの発起人会がつくったものでありますか。具体的にこの利用料金てのは、一体積算根拠なるものは何になるんでしょうか。例えば1平米当たり3,000円とか、そういうのがあるわけで、当然、当局としてもこれぐらいでなければ運営が可能か不可能か、こういったところの判断基準を持っておられると思いますけれども、その点は一体どういう計算のもとになされているのか、その点をお尋ねいたします。

その他の事業収入、直営部分とは一体何をいうのか。それを具体的に述べていただけませんか。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず、59ページの利用料金についてでございます。まず、29年度312万ということで上がっておりますけれども、10%の計算というふうなことで聞いております。それと、その他の事業収入……（「10%ですか」と呼ぶ者あり）売り上げの10%の計算というふうに聞いております。その他の事業収入でございますけれども、飲食棟を除きますので、物販棟にあります直売あるいはその他の販売、あるいはイートインじゃないですけども小さい飲食が行われるところ、全てを含む売り上げでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 委員会資料にある契約書、事業計画書、誰が書いたんですか。どなたが書いたんですか。ずばり聞きます。選定する段階で2つの団体があって、あくまでもう一つの団体については、すべからく全てを自社責任、自力で書かれたとい

うふうに思いますと、しかし、この「特産しんおんせん株式会社」発起人会が書いた事業計画は、行政の手助けがあって書かれた可能性が極めて高い。すると、指定管理団体選定の段階で作為的に行われたと。気持ち的には新たな団体を育成をしていきたいという気持ちは、それなりに理解できますが、しかし、あくまで公平公正な選定でなければならぬものが、そうならないような仕組みになっていた経緯がある。契約書の内容、一々この分は、この分はというような指摘はしませんが、行政の中でしか知り得ない情報なり契約なりが余りにも多く入っている。極めて違和感を感じます。幾ら何でも、ここまで作文をし、みずからの作文に得点を与えるということは許されない。本当に、あくまでこの発起人会が作成をし提出されたものだというふうに言い切りますか、副町長、どうです。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 私を中心として指定委員会を開いたわけですが、その段階で出された2者の計画書でございます。内容等につきましては、当然それらの団体がつくって出したものだという判定のもとで審査をさせていただきましたので、それぞれがつくったものだというふうに確信しております。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） いやいや、ゴーストライターがおったということがばれたら、本当に責任とりますか。いかがです。育成をしたい、こうありたいという気持ちはわかる、それは。しかし、ここまでべったりと行政が作成したと思われる内容は、だめだ、それは。行政の一番肝心の公平公正、住民の福祉の向上に外れてる、それは。箇所を言いますか、どこだつてって。この表現から見てこれはだめだよということ。本当に全くかかわっていませんか。かかわったとしたら、選定委員会なる選定の審査会等で一定の力が働いたということになるわけです。無理をしてはだめだ。本当の意味での実力、本当の意味での育成を図るなら、そういう苦勞をさせなければ大きくなりませんよ。今回にこの発起人会に入っているある団体の代表者が、まあ自力でやるのは大変だと、くれぐれも行政のバックアップお願いしますよと、団体、指定管理の団体になった途端に突き放すようなことしてもらったら困りますよと、逐次いろんな面でアドバイス、支援お願いしますよと、こう言われましたよ。はなから作為的だ、これなら。今から、この団体を否決をする、その困難性についてもわかりますよ。路頭に迷う、どうしたらええだと。だからといってこのような選定の方式を認めるわけにはいかん、それは。公平に公正にきちっとやって、そして本当の意味で育成する、育てる支援をする、それさえきちっとしとれば、おのずと今回のような団体になる、しかし、余りにもこの時点で作った内容は、行政が手助けしてる、し過ぎだと、公平性に欠くと。言い切るんですか、副町長。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋君、最初の質問と今の質問、2問目の質問の中に———という表現がございました。いかにも断定したような言い方ですので、そ

こ当職として不適切だと思いますので、もう少し言い回しを訂正してもらえませんか。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 作為的だということ。

○議長（小林 俊之君） はい。では、作為的というような表現に変えて、当職で訂正をいたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 2 分休憩

午後 2 時 1 2 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 私たちが審査したわけですが、当然ヒアリング、業者、提出された団体の代表者の方から提案計画に対する説明も受けました。一字一句を確認したわけではございませんが、それなりに計画書に書いてある内容の説明を受けたところでございます。現実的につくったところを見たわけではございません。きちっと私たちの応募要領に書かれた内容で計画書が出されておりましたので、その内容につきまして審査員 5 名で、それぞれの団体から口頭でその内容についての説明も受けましたので、つくったのは誰かは、当然誰が作りまして聞いておりませんのでわかりませんが、内容的には計画書の内容で説明をちゃんと受けましたので、それなりの思いの中でつくられた計画書だと判断の中で審査をさせていただきました。以上です。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

11 番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） もう 1 点だけお尋ねいたします。60 ページの道の駅の事業費、概算事業費の見込みでございます。これは商工観光が出されておりますけども、この中で備品の 4,290 万円、不足する場合は 29 年度の 6 月補正だと、要求ということで書いてあるわけですけども、どの程度不足するような考えはお持ちでしょうか。実際にやってみたらわからんということでしょうか。28 年の 3 月 7 日に出された図面など見ますと、そばやら、それから食肉っていうんですかね、肉の棟、それからいろんなイベントの出荷の棟とか、そういったとこのあれを見れば、ほぼほぼ今の時点では一体幾ら要るのかなと、これが大幅に伸びる可能性があるんじゃないかなと。今あれですけど、6 億 3,200 万、計、町は 4 億 790 万円と、これ結構いくんじゃないかなと思うんですけども、それは予想はつきませんか。ここだけが何か補正をという話が出るんですけども、その点はどうでしょうか。まだ不確定な部分があるということですか。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 備品の 4,290 万円につきましては、入札等もございますので、率は申し上げられませんが、一定の定価に対する査定率を掛けた金額でございますので、入札のいかんによってはということに記載させていただいております。

べらぼうな金額が発生するとは考えておりませんが、もし発生する場合は6月の補正でということに記載させていただいております。

ちなみに、61ページの新規事業につきましては、その補足の事業といたしまして補助事業を持ってこれたらという思いで添付をさせていただいているものでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） 今回、契約書が発起人会ということであります。2月の上旬でしたか1月の下旬でしたか、指定管理者の内示というか、それ、要は決めたということでの連絡を受けたというか知ったところでありますが、その発起人会、いずれ「特産しんおんせん」という会社をつくるということが書いてあるわけですけど、なぜ今までにその会社設立の動きがなかったのかということ。決まってからといえば、ほぼ内諾というか、2月の初めぐらいにはそういう作業を始めてもいいのではないかと。非常に、二、三いろんな人に聞いてみた中では、発起人会というのは何だいなど、それがやるといわけじゃないんだら、その者と町が契約する、おかしいことないかな、これは普通。普通の民間の取引だったらこんなことじゃあへんど、だって相手がクエスチョンだもん、誰だわからん。だからそれを、少なからずとも今日までに、例えば会社設立するための準備してる、例えば法務局に出してるよ、書類は、とかね、そんな事実があればいいけど、どうもそんなことがなさそうですからね。この発起人会というのは、どういうことに基づいてできとるんですかね。例えば発起会の規約、それでその運営の仕方とか、メンバーは誰だとか、そういうのちゃんとあるわけですか。

要は、そのいただいている資料から見れば、それが全くわからない。それで、予定として指定管理者受託決定後は株式会社組織に移行する予定です。1行だけ書いてある。これで、ああ、よかったよかった契約できたということなんですかね。確かに指定管理者ってというのは、個人はなれんけど、団体だったらなれるよね、たしかね、基本的に。でも、その団体の体をなしてるんかどうかと。聞けばメンバーは言えない。そんなメンバーが言えんとこと町が契約するということをしてもええのかな。契約ってというのは、双方のそれは意思の中でできるけど、これ公の契約の中で、そんなことでいいんでしょうか。

だから、要は、発起人会という組織が何もんだということをやっぱり示してほしい。それで明らかに発起人会が会社に移るよということ、何か書いたものというか、明確にしたもの。この計画書における「移行する予定です」という1行じゃなくて。まずそれをちょっと聞きたいと思いますし、その会社の設立についての準備というのはどうなってるかということ、それもあわせて。規約は言いましたね。差し当たりそれぐらいというか。

事業計画の中で、たしかこの施設を町の持ち分として協力隊2名を充てるということがありましたね。その予定で進んでると思うんですが、この計画書の中に、要は宣伝

とか町内の施設を紹介するとか、そういうことが書いてあるんです。館は管理するけど、運営はたしか管理しないはず、というふうに理解しとるんだけど、それをあたかも自分がするごとく書いてあるからね、詳しく。だから、これは指定管理業務違うんじゃないかと。だから改めてちょっと指定管理業務における、要は情報提供施設の、誰がするかということ確認しておきます。

それから、この計画書どおり物がいけて売り上げできれば最高だし、それを望みたいという気持ちはあります。そういう中で利用料金、先ほどのやりとりの中で、これ春来そばということを言われました。仕様書の中にもありますが、売り上げの20%以上もしくは面積のあれのどちらか高いほうっていうやつがありましたよね。それにはこれは合致してるんでしょうか、10パーというやつは。それで、10パーと言われたんですけど、計画書の中では15%以内というようなこともうたっています。ですから、その辺はちゃんとクリアしてるのかなということ。

それから、これだけのものをつくりながら、冒頭の概要でしたか、概要の中に、職員、従業員数ゼロ。まあ、実際建ってないんですからそうかもわかんないけど、中身ずっと見ていったら正社員が3名とパート8名ぐらい予定してるってたしか書いてありました。何でここに書かないんですか。一方では、役員数9名、はっきり書いてあるのに。役員数9名にするっていうような定款なりも示されてませんからね、これも不透明な要素だと僕は思うんだけど。

だから、本当に発起人会と契約していいのかなということ。それが大きな疑問としてあります。とりあえず以上。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず発起人会との契約ということでございます。あくまで、こういう、資料添付させていただいております委員会資料に事業計画書を出させてさせていただいておりますけども、特産しんおんせん発起人会という任意団体で今現在申請を受けているところでございます。実際にあるのはこの発起人会という名前の名称であるというところの中で、今の申請を上げられた任意団体を上げさせていただいております。委員会の中でも同じような質問がございました。当然、4月、5月になりましたら、今の聞いている予定では株式会社になるということになりますので、6月にはその内容を確認したものを再度議会に報告はさせていただくという考えでございます。

メンバーが言えないというようなことをお話をさせていただきましたけども、一部の方がまだ勤めの関係で公表はできないという意味合いでございますので、広く公表できるような資料提供は御容赦いただきたいという意味でございます。

ほかの資料ということでございますけども、当然審査をするに当たりましては、株式会社のこの役員、発起会の役員がこのような株式会社の役員になるというような資料も当然添付があるところがございます。発起会の準備につきましては、聞いておるところでは、今、定款案等は作成して準備は進んでいるということは聞いておるところで

ございます。

協力隊についての御質問がございました。2名募集をかけさせていただいております。1名は応募がありまして、大体決まるという今見込みでございますけれども、もう1名につきましてはまだ応募がございません。情報提供の方のみ、今確定しそうだという状況でございます。

道の駅の指定管理ということで、基本的に土木の管理する分だけの指定管理料を支払わせていただきまして、あとは全て指定管理者の中で行っていただくということになっておりますけれども、情報提供等につきましては、町が行うべき仕事という中で、その分を協力隊が行っていただくという考えでございます。もう1名、応募はございませんけれども、仕様書等につきましても、出荷者協議会という、そういう団体を使うということを条件にさせていただいておりますので、そちらの出荷者協議会の世話という意味での業務を、もう1人の協力隊の方をお願いするという意味で今募集しているところでございます。

社員数でございますけれども、この41ページ、計画書の中にはなしというふうに書いておりますのは、今現在この任意団体の中で社員という扱いのものはなくて、この9の方がこういう会社をつくるという形をとっております。先ほど言いましたように、9名の方ではございますけれども、事業計画書の53ページにありますように、これだけの団体の中心的役割を果たす方が中心になった9名であるということの中で申請をされているというところでございます。当然、株式になりまして会社の組織になりますと、社員等もきちりと確保されるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） たくさん聞いて、一番最後の部分ですけど、計画書の提出があって、従業員の記述があるのに何で表に書かんのかなという、それはなぜ。

要は、法人設立の準備しよるということであれば、要は定款も既につくっとるという、写しでも出してほしいね。

それで、発起人会の規約はどうですか。規約の中にそう書いてあるんですかね。要はこの組織は株式会社設立をもって解散するとかね。そういうことっていうのはそこに書いてあるわけですか。規約の存在ということについてはどうなんですか。

要は、ふたあけたら、何だ、メンバーがちょっと変わっとったとかね。そんなことはないかもわからんけど、あり得る可能性だってあるということね。そういうふうな不明瞭な中で相手方と契約せんなんと。6月に契約してくれたほうが一番すっきりするけどね。だから、これに、今この指定管理契約と、もう一つそれらがはっきりするような契約を持つということも大事じゃないかなと。そうせんと、本当に、悪いけど、普通こんな契約って、普通、行政しない、石橋たたいて渡る行政なのに。これについては、すごい何か曖昧な中で事が進みよる気がします。この文章、契約書の中をずっと見ていくと、

バスターミナルがどうのこうのとかな、多分こんな話外に出とらんとちゃうかな。そんな話が、今後の期待される効果とか、そういう部分でざっと書いてある。そんなことをちゃんと2者のプロポーザルが、仕様書にはたしかなかった、そんなことはね。だから別の議員が言ったように、行政の思惑がたくさん入った計画書になってるなということの色濃く感じるんで、今までで答弁下さい。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 最初に社員の数でございます。確かに事業計画、一番かがみにはゼロということの中で、これは今現在の組織として社員を抱えていないという意味と理解しておりますし、計画の中で、当然これからやっていくにはこういった社員数での、人員での計画ということに記載しているものというふうに考えております。

6月に契約でもよかったんじゃないかという意見でございます。委員会でもいただきました。当然指定管理の協定につきましては、今のところ7月めどにということと考えておりますし、この期日につきましても8月1日からということに記載をさせていただいておりますので、確かに6月での契約でも十分ではないかということでございますけれども、準備が大変長い期間要するというのもありまして、指定管理者の候補者が決まった時点で、速やかに承認のほうをいただきたいということで提案をさせていただいているものでございます。

また、ちょっと1点飛ばしておりましたけれども、先ほどの質問の中で利用料金のお話がありました。利用料金につきましては、条例によりまして定めておりまして、それ以内ということでございますので、条例の範囲内ということの設定でございます。以上でございます。

済みません。

○議長（小林 俊之君） 続けて。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 発起人会の規約につきましても、添付の資料としてございます。

○議長（小林 俊之君） ちょっと待って、8番さん、もういい。

8番、中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） その規約の中では、会社と発起人会の位置づけってというのはどういうふうに書いてあるわけですか。

それで定款が、ほぼ、要は案としてできてるんだったら提供を求めたいということについてはどうですか。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 発起人会の規約でございますけれども、規約には特産しんおんせん株式会社に移行することの内容を書いているところでございます。役員につきましては、今の役員が移行するという形の記載がされているところでございます。

定款につきましては、一応案としての準備ができているという情報は聞いております

けれども、そういったものの提出は受けておりませんので、今手元には持ち合わせてございません。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 委員会資料59ページ、様式第4号、こんなでたらめな計算書ないですよ。29年度、30年度、29年度って営業日数は7カ月ぐらいでしょ。こんな数字が出るわけないでしょ。29年度に1億1,896万円、7カ月で出るんですか。子供だましはあかんわ。

それでね、この収支計画等でもう一つ重ねて聞きたいんだけど、いわゆるこの団体の資金計画、オープンまでに要する経費。要するにはほかの店に研修に行かせる、あるいは事前に何々を買う、何々を準備しなきゃならないという開店前資金、それと開店時に要する資金、向こう3カ月のいわゆる経費、いわゆる賃金の支払い、報酬の支払い、電気代等を含めて、オープン前から3カ月にわたる経費、これはどのように見てるのかなど。何せ、ない袖は振れないわけですね。出資金を集めるというふうな話はちらっと聞きましたけどね、そしたらその経費を計算をして開店前、開店、そして向こう3カ月の運転資金、最低限これだけのお金がなければ継続できないという収支、あるいは資金計画が要るのではないかと、それはできてますかと。

次に、先ほど少し出たいいわゆるテナント料、条例では20パー、今度入るところはこの契約書では10パーになっていると。これ、発起人会で条例から10%下げるといような操作が、あるいは決定ができると思いますか、そんなことが。条例は20パーですよ。それをこの契約書の段階で半額、10パーにしますと。この団体でそういう意思決定ができるかと、行政の指導がなければ行政の意思が働かなければできないと違いますか。

52ページ、一番下。既に事前協議の中で町内肥育牛及び経産牛の出荷について、生産者組織から確約を得ています。発起人会という今日に見えないような団体が、確認を、確約を得るとい行為までができる、それだけこの団体は信用があるんですか。これも行政の影がちらつきますね。いや、ないならいいですよ。

それと、今度は社員数ですわ。机上でされたらこんな形になるんでしょうけども、とてもじゃないがこれだけの数ではだめですね。トイレの管理、県からクレームが来ますよ、こんな管理の仕方だったら。道の駅、トイレはある意味一つの顔ですわ、玄関口ですわ。これがきれいに気持ちよく使っていただけるような管理が、ここに書かれてるような契約書でできるとお思いますか。いかにも行政が思ってる内容だと。

50ページ、目標管理。ここにも、半期ごとに点検、評価を行い管理をし、発起人会でこの程度のことまで、このことまで、人事管理、評価までを本当にすると思いますか、できると。まさに行政用語じゃないですか、これは。

48ページ、芝刈り。年に3回ぐらいの芝刈りだったら、芝は植えんほうがいいですね。これはもうやめときなはれ、これだったら。全く芝の管理についても知識がない。

最後に協力隊。協力隊員のその指揮管理はどこがするんです。1つの建物の中に、いわゆる役場の職員が入ってきて、それが商工観光課なりの課長の指揮下に入り、その監督を受けると、ああいう建物の中で違う指揮命令系統が異なる形で機能すると思いませんか。ある意味、民間の事業を役場の職員が手伝っていく、お手伝いをする、売り上げアップに協力をする、それは場面的にはあるかもしれませんが、協力隊員の全ての任務がそこに直結をすると。公費でそのような活動をするについての是非。それと、あの施設の中で指揮命令系統が異なる形で本当にこの事業に寄与するようなことができると思いませんか。協力隊員に対して大変失礼な、そんなやり方になりはしないですか。

本当はもっともっとたくさんありますが、以上、ここでとめときます。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず、59ページの29年度事業計画の欄でございます。一応、29年度は議員御指摘のように12カ月はございません。ただ、はっきりわからない中で、この分につきましては12カ月計算をしているというものでございまして、30年以降も12カ月計算でございます。29年度につきましては、その実施の月数の案分で考えるということでございます。

次に、資金の計画についてでございます。オープンまでの開業あるいは運転資金等当然必要になってまいります。それにつきましては、今のところ聞いておりますのは、資本金ではなくて、会社設立後に金融機関等の借り入れ等で賄うということ聞いております。出資金につきましては、そちらのほうで、株式会社のほうで考えるということでございますので、今計画のある出資金で設立するというふうに聞いております。

テナント料でございますけれども、20%以内という条例の中で、当然町長に承認を受けるということがありますけれども、運用するということになります。発起人会が議決できるのかということでしたけれども、とりあえずこの団体が株式会社をつくって運営するということでございますので、運営団体のほうできっちりと決めていくものというふうに考えております。その金額が半分という御意見がございましたけれども、このテナント料につきましては、当然売り上げの、先ほど言いましたように10%の計画ではございますけれども、かかる経費、電気代その他につきましては当然テナント側が支払うということになりますので、その分プラスになるという考えと思っております。

52ページの中で、確約をするという文言があるということでございますけれども、確約というのがどういったものかということとはともかくとして、53ページの団体の中に当然この構成員が入っておりますので、そういった表現があってもよいのかなというふうに考えているところでございます。

次に、社員数の数でございます。先ほども御指摘ありましたけれども、若干少ないのではないかという御指摘でございます。トイレの管理等もございまして、当然それについては委託料等も含めまして、いろんな経費の中で実行していくものというふうに考えております。

50ページのほうの目標管理についてでございますけれども、このような管理目標をしているというところでございますので、特にそれはそれで問題ないのかなというふうに考えております。

49ページの芝の管理につきましてでございますけれども、これにつきましては、施設自体が緑条例の関係で、ある程度、一定の緑地を設けなければいけないという制約がございます。その中である程度の緑地ということで、芝生の広場も設けさせていただいておりますので、あわせてその管理もしていただく必要があるというものでございます。

次に、協力隊でございます。指揮管理が異なるということで、問題がないかということでございます。当然、そういったことにつきましては、勤務場所が異なるということでございますので、こちらも十分注意を払いながら考えていきたいというふうに考えておりますけれども、指定管理者と協力しながら十分にやっていけるというふうに考えているところでございます。公費でそういう活動がという御質問がございました。先ほどの回答にもお話をさせていただきましたが、情報提供等、町が行う仕事という面を協力隊に行っていただくということにしておりますので、問題はないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） それでは、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、これから本案を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、12名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 及び 日程第16 議案第11号

○議長（小林 俊之君） 日程第15、議案第10号、町道路線の廃止について、日程第16、議案第11号、町道路線の認定についてを一括議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） この2件につきましては、町道改良工事に伴います町道機能のつけかえにより、道路網の見直しを行い、機能的な道路網の整備をするため、路線の廃止並びに認定を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明をさせます。どうぞよろしく願い申し上げます。

す。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 議案第10号及び11号でございます。10号につきましては、町道の廃止についてでございますし、議案第11号については関連があります今度は認定についてでございます。

提案理由は、町長が先ほど申し上げましたとおりでございますけども、この路線につきましては、平成27年度より新残土処分場の進入路のため、戸田14号線の一部の区間を2車線改良を行い、このたび3月に完成したところでございます。

説明の都合上、審議資料101ページの図面を、資料をお開きください。このたび、廃止となります区間は、戸田字井手ノ下476番9地先、ちょうど戸田口の交差点でございます、から、戸田和泉谷535番地先までの345.3メートルでございます。さらには、先ほど申し上げましたとおり、2車線化を改良しておりまして、今度認定になりますのが、三谷字松ヶ瀬396番の2でございますして、戸田口の交差点より北側約65メートルの地点でございます。この起点が変わることによって道路認定、廃止が必要だということになっております。まず、起点から36メートル間につきましては、新設でございます。さらにそこから三谷18号線までの区間、106メートルでございます。この区間が1車線であったものを2車線化しております。新設改良区間につきましては、142メートルでございます。三谷18号線から奥につきましては施工しておりませんので、166メートルは変わらずということで、現在の路線が完了しておりますところでございます。今後におきましても、維持管理には努めていきたいというふうに思っておりますので、道路認定、廃止よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。では、質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） それでは、質疑なしと認めます。

議事の都合により、討論、採決は議案ごとに行います。

これから議案第10号、町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、町道路線の認定についての採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 12 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 17、議案第 12 号、財産の取得についてを議題といたします。

本案について、町長の提案理由の説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、公共工事等の促進に寄与する新残土処分場を建設するため財産を取得したいので、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 議案第 12 号、財産の取得について説明をさせていただきます。

本年度は、新残土処分場予定地の平地部分 151 筆、面積にいたしまして 3 万 2,387.24 平米の用地取得の計画を立て、用地交渉を行ってまいりました。9 月の議会で 127 筆、2 万 9,185.48 平米、12 月議会で 5 筆、1,025.57 平米を議決をいただき、残り 19 筆、2,176.19 平米となりました。今議会におきましては、18 筆、2,136.73 平米の計画がまとまりましたので議決をお願いするものであります。なお、残り 1 筆、39.46 平米につきましては、農地解放等で取得され、昭和 22 年に取得して登記した時点から相続等もされておらず、現在 18 名の相続人が確認されているところでございますけれども、相続等の書類作成、また日数を要することから、29 年度に対応させていただくことになりました。

説明の都合上、審議資料 102 ページをお願いいたします。102 ページの新温泉町（新）残土処分場事業計画図でございます。これは 9 月、12 月とほぼ変わっておりませんが、左の上、新発見の和泉谷・三谷津原古墳群というので、少し濃ゆくしておるところでございます。昨年の 11 月から 12 月にかけて、概略を調査をした結果、遺跡があるということがほぼほぼ確定いたしましたので、29 年に遺跡調査をする箇所でございます。あとの部分については、変更はございませんけれども、本年度につきましては中心部のハッチの部分、斜めの部分が今年度予定でございます。

103 ページの A3 の横長をごらんください。平面図のネズミ色で着色してありますのが、9 月及び 12 月議会で議決をいただきました 132 筆でございます。赤い着色の部分が今回議決をいただく 18 筆でございます。緑の部分、1 筆でございますけど、これが 29 年度に対応をすべきと考えているものでございます。下の表には、買収予定、

買収済み、それから今回契約、未買収という形の中で、各欄に詳細を記載をさせていただいておりますので、御清覧をお願いしたいと思います。

本文に返っていただきまして、まず、1、財産の種類でございます。土地でございます。2、財産の規模、田といたしまして2,136.73平米でございます。3の財産の所在地及び5の取得先につきましては後ほど説明をさせていただきます。4の取得金額でございます。356万8,330円でございます。

次ページをお願いいたします。先ほど3の財産の所在地につきましては、新温泉町戸田字泉谷541番地219.45平米ほか17カ所でございます。5の取得先につきましては、鳥取市の————氏、同じく鳥取市の————氏、横浜市の————氏に持ち分3分の1ずつにて契約をさせていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたしますが、この土地は、田ってというのは要は地目、現況はどうなってますか。田んぼつくってるんですか。これ多分放棄田か何か、原野に近いんじゃないんですか。

値段を見たら、これ平米当たりが1,670円、坪にしたら5,507円となるわけですけど、これが相場ですか。たしか、いわゆる現況でいくと思うんですけど、地目ですか。そこら辺とはどういうお考えで今回の取得に当たられましたか。教えてください。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず、鑑定につきましては田でございます。田においても、現況から、もう廃耕に近い田ということでありまして、今回のこの1,670円につきましては、ほぼほぼ放棄田に近い田ということで考えておるところでございます。ですから、例えば田においても今の今回の残土処分地の県道側に田があるわけですが、あのものについては単価が全然違います。鑑定したところで違うということで、1,600幾らではないわけですが、ただ、今回のこの残土処分地としてお願いしております単価としては1,670円になるわけですが、この評価につきましては田においても一番低い田の鑑定ということで、契約をさせていただいております。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 放棄田、もうつくってないわけでしょ。誰がそういう値段をつけたんですか。何に基づいてこういう値段が出たんですか。それが聞きたいんです。なかなかこれだったら、どこの方かって売りはるんじゃないですか、この値段だったら。何かちょっと感覚的にずれてるような感じがするんですけどな。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 鑑定士に鑑定をしていただきまして、それで評価をさせて

いただいております。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 今の関係ですけど、あの奥で1,700円で用土で2,000円で、その300円の差は何ですか。

あれを仮に本当に耕作地に転用しようとしたときにかかる経費、平米当たり300円でできるということですか、それは。やっぱり全体を見た中で、本当に不平不満が不平が出ないような価格にせな。とってもじゃないが納得できんで、それは。こんなもん率直に地権者の声がするわ。それをまずお答えください。

次に、遺跡の発見ですけど、ここの、この場所にということでしたら、102ページの新温泉町、その処分場事業契約書と図が描いてありますね。民有地ですけども。その下あたり、民間がもうずっと以前に開発してるんだけども、開発というのか平地にしてるんだけども、そこにはなかったんでしょうか。

それと、この出っ張ってるところ、3カ所、いかにも古墳がありそうな形態をしてるんです、外から見ても。とりわけ一番町営の若松住宅にある裏側のこんもりとしてるところ、その奥のこう出っ張ってるところ、今回買収するところのこの出っ張ってるところ、ここはどのような調査をされましたか。

ここの3カ所の調査と、そして、この図では上にある新温泉町残土処分場事業計画図と書いてあるその下。ここはもう民間がさわってますから、わかりませんが、ここは古墳じゃなかったでしょうか。いかがでしょう。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず単価でございます。単価につきましても、1,670円が相当かどうかということは、私としての意見ではなしに、あくまでも公平に鑑定をしていただきます鑑定士に依頼をし、その中で出たことでございますので、それについては、その場所についてはそれで適正だという判断をさせていただいております。

それから、遺跡につきましては、既に民間がされたところはいつごろされたものかも判断をしておりますし、そのとき出たものかどうかということもわかっておりません。それから、これは教育委員会、生涯教育課の中で、調査をしていただいたものでございまして、一部当課におきまして、トレンチャーを掘るときに何人か人夫賃をお願いしたいということで、地元の人をお願いし、トレンチを掘削して、幅30センチで深さ三、四十センチだと思いますけども、そういうものでずっと縦断的に掘って行って、遺跡があるんじゃないかということで確認できたわけでございます。それから、先ほどの真ん中の部分については、あるかと思ったけどなかったということで報告受けておりますし、それから、若松に近いところにつきましては、実際には山については施工しませんので、そこについては調査を行っておりません。今回の部分につきましては、調整池の土を、ここが優良な土質等がありましたので、進入路もここで工事をしますので、それに伴っ

て調査をし、遺跡が出てきたということになっておるところでございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） この場所を選定した時点、選定する前に当然そういう調査はしとかなあかんことですわ。新発見ですわなんてって今ごろ言ってもらったら困るんです。本当に、今度ここの処分場にかかわる周辺についての古墳というものの、本格的な町が調査をしていただけませんか。いかにもあるような形態してます、ここは。というのは、旧浜坂エリアの用土から三谷にかかわる西側の山についての古墳群というのは、相当あるように思います。ぜひ、もう一回、ほんまに間違いはないかという形で調査をしていただきたい。それと、民間の土地になってるところについても、もう壊してしまったかもしれませんけども、なかったかもしれませんけども、再度調査をしていただきたいと。いかがでしょう。

○議長（小林 俊之君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず先ほど申し上げました谷に向かって右側につきましては、そういうことがあり得るかもわからんということで調査をし、出てきたということでございますし、真ん中の部分については調査をしたけどないということでございます。その他につきましては、これは残土処分地ではなしに遺跡の部分でございますので、教育委員会のほうで今後調査するのであればそれはしていただいたらというふうに思っております。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、これから本案を採決いたします。

それでは、本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度で散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、3月15日水曜日午前9時より会議を開きますので、議会議事堂にお集まりく

ださい。長時間お疲れさまでした。

午後 3 時 1 1 分散会
